

平成30年 9月11日開会

平成30年 9月26日閉会

(定例第4回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（9月11日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
一般質問	7
4番 西本 篤史議員	7
9番 河内 賀寿議員	17
3番 松田規久夫議員	23
7番 瀬石 公夫議員	34
12番 竹谷 和彦議員	43
5番 國本 悦郎議員	46
議案第40号	58
議案第41号	58
議案第42号	58
議案第43号	58
議案第44号	59
議案第45号	59
議案第46号	59
議案第47号	59
議案第48号	59
議案第49号	59
議案第50号	59
議案第51号	59
議案第52号	59
決算審査特別委員会の設置	65
散 会	66
署 名	67

第2号（9月26日）

議事日程	6 8
本日の会議に付した事件	6 9
出席議員	7 1
欠席議員	7 1
事務局出席職員職氏名	7 1
説明のため出席した者の職氏名	7 1
開 会	7 2
会議録署名議員の指名	7 2
議案第40号	7 2
議案第41号	7 2
議案第42号	7 2
議案第43号	7 2
議案第44号	7 2
議案第45号	7 2
議案第46号	7 2
議案第47号	7 2
議案第48号	7 2
議案第49号	7 2
議案第50号	7 2
議案第51号	7 2
議案第52号	7 2
議案第53号	7 5
議案第54号	7 6
議案第55号	7 7
閉会中の継続調査（特定事件）について	7 8
議員派遣について	7 8
閉 会	8 0
署 名	8 1

田布施町告示第42号

平成30年第4回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成30年8月27日

田布施町長 長信 正治

1 期 日 平成30年9月11日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

畠中 孝議員

松田規久夫議員

西本 篤史議員

國本 悦郎議員

谷村 善彦議員

瀬石 公夫議員

林山 健二議員

河内 賀寿議員

石田 修一議員

木本 睦博議員

竹谷 和彦議員

清神 清議員

○9月22日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

平成30年 第5回(定例)田布施町議会会議録(第1日)

平成30年9月11日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成30年9月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
例月出納検査の報告
報告第3号 平成29年度基金運用状況の報告について
報告第4号 平成29年度決算に係る健全化判断比率の報告について
報告第5号 平成29年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について
て
議員派遣
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第40号
平成29年度田布施町歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第41号
平成30年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第7 議案第42号
平成30年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第8 議案第43号
平成30年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第9 議案第44号
平成30年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第10 議案第45号
平成30年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議定について
- 日程第11 議案第46号
田布施町附属機関に関する条例の整備に関する条例の制定
- 日程第12 議案第47号
田布施町駐車場条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第13 議案第48号
田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一

- 部改正について
- 日程第 1 4 議案第 4 9 号
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正について
- 日程第 1 5 議案第 5 0 号
田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正について
- 日程第 1 6 議案第 5 1 号
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正について
- 日程第 1 7 議案第 5 2 号
工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
例月出納検査の報告
報告第 3 号 平成 2 9 年度基金運用状況の報告について
報告第 4 号 平成 2 9 年度決算に係る健全化判断比率の報告について
報告第 5 号 平成 2 9 年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について
議員派遣
- 日程第 4 一 般 質 問
- 日程第 5 議案第 4 0 号
平成 2 9 年度田布施町歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 4 1 号
平成 3 0 年度田布施町一般会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 7 議案第 4 2 号
平成 3 0 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 8 議案第 4 3 号
平成 3 0 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 9 議案第 4 4 号
平成 3 0 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について

- 日程第 1 0 議案第 4 5 号
平成 3 0 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議定について
- 日程第 1 1 議案第 4 6 号
田布施町附属機関に関する条例の整備に関する条例の制定
- 日程第 1 2 議案第 4 7 号
田布施町駐車場条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第 1 3 議案第 4 8 号
田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 4 9 号
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正について
- 日程第 1 5 議案第 5 0 号
田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正について
- 日程第 1 6 議案第 5 1 号
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正について
- 日程第 1 7 議案第 5 2 号
工事請負契約の締結について

出席議員（12人）

1 番	畠中 孝議員	3 番	松田規久夫議員
4 番	西本 篤史議員	5 番	國本 悦郎議員
6 番	谷村 善彦議員	7 番	瀬石 公夫議員
8 番	林山 健二議員	9 番	河内 賀寿議員
1 0 番	石田 修一議員	1 1 番	木本 睦博議員
1 2 番	竹谷 和彦議員	1 3 番	清神 清議員

欠席議員（なし）

欠 員 (1人)

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本 充君	書記	岩本 周平君
		書記	木村 朋子君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	東 浩二君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務企画課長	亀田 典志君
税務課長	堀川 誠君	経済課長	向山 智章君
建設課長	田中 和彦君	建設課技幹	吉藤 功治君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
総務企画課主幹	森 清君	税務課主幹	藤本 直樹君
会計室長	惠元 朗夫君	学校教育課長	長合 保典君
社会教育課長	中田 正美君	代表監査委員	常見 京平君

午前 9時00分開会

(ベル)

○議長(清神 清議員) ただいまから、平成30年第4回田布施町議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

初めに、このたびの台風21号と北海道胆振東部地震で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、災害でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りするために、1分間の黙祷を捧げたいと思いますので、御起立をお願いいたします。黙祷。

(黙祷)

○議長(清神 清議員) お直りください。御協力ありがとうございました。御着席をお願いします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（清神 清議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により西本篤史議員、國本悦郎議員を指名いたします。
-

日程第2. 会期の決定

- 議長（清神 清議員） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は9月26日までの16日間に決定しました。
-

日程第3. 諸般の報告

- 議長（清神 清議員） 日程第3、諸般の報告を行います。本日は、例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

- 代表監査委員（常見 京平君） 林山監査委員と私の両名で実施いたしました例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

平成30年6月、7月及び8月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。現金出納簿、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ正確であると認めましたので御報告を申し上げます。

以上であります。

- 議長（清神 清議員） 次に、報告第3号平成29年度基金運用状況の報告についてから、報告第5号平成29年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告についてまで、3件について報告を求めます。長信町長。

- 町長（長信 正治君） それでは、3件の報告事項について、その概要を御説明申し上げます。

まず、報告第3号は、平成29年度基金運用状況についてであります。これは、特定目的のための定額資金運用基金である奨学金及び土地開発基金の運用等について、監査委員の審査を受け、地方自治法第241条第5項の規定によりこの意見をつけて状況を報告するものであります。奨学基金は基金の貸し付け、償還状況にかかわるものである。詳細はお手元に配付した平成29年度基金運用状況報告の田布施町奨学金基金のとおりで、平成30年3月末における貸し付け者は3名であります。土地開発基金につきましては、基金による土地の取得に伴う土地の現金収支の状況であります。平成29年度の変動は運用利子の積み立て分のみであります。

次に、報告第4号の平成29年度決算に係る健全判断比率についての御説明、申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した財政収支につきましては、監査委員による審査と議会への報告が義務づけられており、監査委員の意見を付して報告するものであります。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、本町の会計においては、赤字または資金不足となる会計がないことから、昨年度に引き続き赤字比率は生じておりません。実質公債費比率は12.7%で、平成28年度決算数値の13.1%に比べ0.4ポイント減少しました。

また、町債残高のほか上水道事業や消防等の一部事務組合に係る債務負担行為の残高等を含め総合的に算定した将来負担比率は73.7%。これにつきましても、28年度決算の84.9%に比べ11.2ポイント減少しました。

次に、報告第5号の平成29年度決算に係る公営企業の資金不足比率につきましては、下水道事業が対象となりますが、決算で黒字となったことから、昨年同様、資金不足の比率は生じておりません。

以上により今回の算定では、財政健全化法に規定されている早期健全化基準や財政再生基準となる比率をいずれも下回ることとなりました。なお、各比率の算定結果につきましては、近日に町広報やホームページ等でお知らせしたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（清神 清議員） 次に、議員派遣について報告いたします。6月定例会以降の議員派遣は1件です。お手元に配付した文書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職・氏名は、お手元に配付の文書のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（清神 清議員） 日程第4、一般質問を行います。順番に発言を許します。最初に、西本篤史議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） おはようございます。私は3問ございます。全て、一問一答でお願いいたします。まず最初に、迅速な災害情報伝達についてお尋ねいたします。

先日から、広島豪雨災害、大阪の台風被害、また、北海道の地震災害、立て続けに日本列島を襲っております。特に、7月にありました西日本豪雨災害、これはですね、岡山、広島、愛媛で多くの死者が出ました。山口県でも川の氾濫、土砂災害など多くの被害が出ました。自治体の災害情報発信手段はまちまちで、被害があった24市町でSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略なんですけども、これのフェイスブック、ツイッターの両方を使った自治体は11市町でありました。どちらか1つが9つ、いずれも使わないが4でありました。

国は、複数のSNSを確保するのが理想としております。主流の防災メールは、事前にアドレスを登録した住民にしか伝わりません。ホームページもアクセスしないと見られません。尾

道ではLINE、これを使った防災メール、また福岡、こちらもLINEを使った防災メール、今、やっておりますけども、町も、このSNSの活用を検討してはどうかというお尋ねでございます。

国の内閣官房情報通信技術総合戦略室のほうから、災害対応におけるSNS活用ガイドブック、これが自治体向けに出ておると思います。田布施町にも、いろいろお問い合わせがあったと思いますけども、これを活用しての防災メールをしてはどうかということなんですけども。

フェイスブックとかツイッター、これを使った場合は、デメリットとしては、町の職員さんが常に発信を続けられないといけない。こういったデメリットもございます。あと、年配の方でスマホとか持っていない方なんか、こういったフェイスブック、ツイッター、これが見られないというデメリットもございます。反対に、LINEを使えば、若い方たちは、結構、LINE使っておられます。年配の方もLINE、この普及率ちゅうのは結構高いんで、これを使えばいいんじゃないかと思っております。

今、田布施は防災メール1本なんですけども、やっぱり複数の防災メール、これを活用してですね、町民にいかに早く伝達するかというのが、大事ではないかと思っております。

2番目に、災害時の自治会の役割は明確にしてあるか。

いざ災害が起こったときに、自主防災組織、これは、あるところはいいんですけども、ないところもちょっと、田布施町町内あるように聞いておりますけども、このときどうするのか。これも、ちょっとお尋ねいたします。また、田布施町内指定の避難場所、これ、指定されておるんですけども、果たしてこの場所が適切か。この間の災害、見てみますと、指定場所が災害に遭った。こういったところも多々あるように思います。これも、ちょっと見直しも必要ではないかと思っております。

4番目に、ハザードマップは町民に浸透しているかということなんですけども、このハザードマップ、町民全体にお配りしておるんですけども、また、町のホームページ、これを開いてもこのハザードマップ、ごらんいただけますけども、果たして、町民、特に浸水被害、この地域の方にちゃんと浸透しているかということです。この間、広島豪雨災害ということで、ちょっと私も延べ6日ほど、広島の上原町、災害復旧、ちょっとお手伝い行きましたけども、水につかるちゅうのは、本当に大変、全て、ほぼ使いものにならなくなります。いかに早く町民の方を避難させるかが、大事と思っております。よろしく願いいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。

まず、7月の西日本豪雨や台風21号、北海道の地震により亡くなられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。それでは、迅速な災害情報伝達についてお答えいたします。

1点目は、町もSNSの活用を検討してはどうかのお尋ねであります。現在、災害時における情報伝達手段の最新ツールとして、Lアラートを平成28年2月から運用しております。Lアラートは、国、県、その他の機関と各種メディアとの間で情報を効率的に共有する情報基盤

であり、テレビ等を通じて住民向けに正確な災害情報を提供しております。

本町独自の情報伝達のツールとしては、ホームページ、防災メール、防災行政無線、各種防災組織の連絡網、消防団等により情報を発信しており、同時に重要な情報は、テレビ、ラジオでも流れております。議員御指摘のとおり、今の時代、若者を中心に多くの方がSNSを活用しており、被害があると、災害に関する情報が大量にSNS上に流れてきます。

SNSで災害情報を投稿して情報発信する自治体は、全国で半数以上に上り、県内では、ツイッターは3自治体、フェイスブックは12自治体が活用し、さらに普及しつつあります。

SNSではシェアされたりすることによって、情報が不特定多数に一気に拡散されるため、災害情報を伝える上では有効なツールになると考えており、本町においても、活用に向けて検討してまいりたいと思います。

情報収集の観点からは、SNSが、あくまできっかけとなる情報を見つけるためのものであり、SNSによって収集した情報に、職員や消防団等が現場の状況を目視し、確認し、収集した情報を補完し合うことで、より正確に情報が把握できるものと考えております。

また、西日本豪雨災害以降、本町の新たな情報伝達手段として、避難情報等を迅速に確実に配信するため、緊急エリアメールの運用を開始しています。

さらに、公衆電話は、災害時に電話回線の輻輳が少なく、優先的に接続できるため、西日本電信電話株式会社との連携により、公衆電話ボックスを町内3カ所に設置していく予定にしております。

2点目は、災害時の自治会の役割は明確であるかとお尋ねです。現在、町内3地域に自主防災組織が結成されており、防災計画や活動目標、年間活動計画を策定されておられます。

防災計画では、平常時や災害時における防災活動等が定められており、役割は明確にしてあるものと考えておりますが、いま一度、各自主防災組織や自治会連絡協議会と協議して、自治会等をお願いできるものがあれば、明確化させていただきたいと思います。

また、城南地域においては、本年度中に自主防災組織が結成される予定でございますが、今後、西田布施地域において、積極的に組織の結成に向けて協議し、推進してまいりたいと思います。

3点目は、指定避難所は適切かとお尋ねです。現在、災害時の指定避難所は、一次避難所として6カ所、二次避難所として27カ所指定しております。

避難場所及び避難所の指定については、田布施町地域防災計画にある選定基準に基づいて指定しており、現在のところ指定箇所は適切と判断しております。

4点目は、ハザードマップなどは町民に浸透しているかとお尋ねです。ハザードマップの周知については、戸別配布や町のホームページでお知らせしているところですが、今後、町民が災害の状況に応じ、最善の方法を考え、避難行動を始められるように、小中学校での授業、公民館まつり、各地域のイベント等、これまで行ってないものも含め、あらゆる機会を通じて、ハザードマップを周知してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） どうもありがとうございました。

この間の北海道の地震を見ても、結局、携帯電話は停電によって見られない。充電設備、ここに人が殺到しとる映像がありましたけども。災害時、伝達するためにはどうしても電気、これが必要なもので、こういった発電設備、この間、公民館まつり行きましたら、自主防災、この中で各公民館に発電機、用意されておると思うんですけども、こういった発電機を利用して、携帯関係、これの充電設備、これもあわせてやってもらったらと思います。

また、どうしても訓練が一番大事だと思うんです。何ぼ口だけで言うても、実際できなければ、絵に描いた餅みたいなもので、とにかく、たび重なる訓練によって、やっぱりいざというとき動けるとは思いますけども、その辺どうでしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 言われるとおり、いろんな計画とかありまして、やはり訓練が一番大切だろうというふうに思っています。毎年、いろんな訓練をやってきましたけど、今年は、先般の課長会議でも知らせたんですけど、今月の最後の火曜日、25日だったと思うんですけど、その日に、この庁舎が使えない場合ということで、西田布施公民館のほうで代替庁舎ということで、初めてではありますけど、そこに対して参集をして、災害対策本部を設置した形で訓練をやっていこうということで考えています。あと、自主防災組織については、毎年、計画を練られて訓練を実施されております。町のほうでの支援というのが必要な場合には、協議がありまして、私たちもそういったところで支援を申し上げているというような状況で、まだ自主防災組織が3つしかなく、今年度中にはもう一つ増えるだろうということで予定しておりますけど、全地域にはまだなっておりませんので、そういったところで自主防災組織を早く設立して、そういった訓練も充実していければというふうに考えております。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 自主防災組織、できたときには結構盛り上がり、あちこちで訓練したんですけども、だんだん日がたつと薄れてきて、「まあ、ええか」ちゅうような格好になってきております。これも、いま一度、自治会、これに声をかけて、もっともっとやってもらいたいし、あと、充電設備、コンセントをケーブルタップ、この辺もちょっとあわせて準備していただきたいと思います。

次に、第2問行きたいと思います。これからの教育方針についてお尋ねいたします。

近年、学校教育も社会教育も新たな取り組みが始まり、町民も困惑しているのではないのでしょうか。コミュニティ・スクール、道徳、英語、また、プログラミング教育、学校運営協議会においても「学力・体力・心の教育」など協議しております。学力テストでは、国の平均よりよいと聞いておりますが、課題は、体力、心の教育ではないのでしょうか。

先日、地域協育ネット研修会では、ボランティアの大切さが話されました。地域社会に貢献する人材育成も大事ではないのでしょうか。

指導できる教員というのは、学力・体力・心の教育にしても、だんだん定年退職されて、若

い教員の方がだんだん増えてきておられます。その辺もあわせて、指導できる教員、ちゃんと充実しているかということです。

2番目に、教育支援ボランティアは、登録の何割が参加しているか。先日、学校運営協議会で、いろいろ授業に対してお手伝いしてほしいんじゃないけども、こういった教育支援ボランティア、どんな方がおってんじゃないだろうか、知らない方も結構いらっしゃいますので、その辺をあわせてちょっとお尋ねです。

3番目に、プログラミング教育。これは29年度からですか、新しい学習指導要領の中に入っておりますけども、中学校、小学校、プログラミング教育、特に、中学校はプログラミング教育、そして小学校はプログラミング的思考ということで、若干違うんですけども、知らない方は結構いらっしゃると思いますので、その辺あわせて、どんなものなのか。

これにあわせて、来年度からの教育方針、これをお尋ねいたします。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。それでは、お答えをいたします。

昨今の新たな教育への取り組みにつきましては、主に、平成12年度に教育改革国民会議の最終報告で示されました「教育を変える17の提案」を受け、中央教育審議会などで審議されつつ、具現化が現在進められております。

各学校に設置された学校運営協議会で御協議いただいております学力・体力・心の教育等につきましても、一人一人の才能を伸ばし、創造性に富む人間の育成を目指し、全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力・運動習慣等調査など、全国規模での学力調査や体力運動能力調査、心の教育等の改革が進められておるところでございます。

それでは、1点目の教員の指導力につきまして、全国調査等の結果を通してお答えをいたします。

本町における全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力等調査の結果につきましては、毎年、全国平均を上回る結果となっております。

特に、体力・運動能力等調査等につきましては、毎年、県下トップレベルの成績を維持しております。平素の学校体育の取り組みが功を奏しているものと考えております。

また、学力・学習状況調査につきましても、年度や学校によって多少のばらつきがあるものの、町ホームページや田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランで公表のとおり、全国や県の平均を上回る成績を維持しておるところでございます。

これも、ひとえに校長的的確な学校運営に加え、本町教職員の熱い情熱や指導力の高さによるものと思っております。

心の教育の推進につきましては、これまでの「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」となるなど、道徳的な、より深い学びの実現を目指し、道徳科の授業が小学校でスタートしております。次年度には、中学校においても道徳科の授業がスタートする予定となっております。人間性豊かな日本人の育成に努めてまいりたいと思っております。

次に、教育支援ボランティアへの登録者の参加割合について、町教育委員会がかんている

数字の範囲でお答えをさせていただきます。

まず、社会教育課が主管しております学習支援ボランティアバンク事業につきましては、参加率は約60%になっております。

また、家庭教育支援事業につきましては、100%の参加率です。

そのほか、麻郷小学校の教育支援ボランティアにつきましては、スクールガード、読み聞かせの会、おやじの会ともに100%の参加率です。

田布施西小学校につきましては、西の寺子屋、見守り隊、読み聞かせの会、おやじの会ともに100%の参加率です。

東田布施小学校につきましては、PTCAプロジェクト、東地区交通指導、環境整備等の各グループともに100%の参加率です。

城南小学校につきましては、城南こころ教室、城南地域防犯パトロール、読み聞かせの会ともに100%の参加率です。

次に、プログラミング教育についてお答えをいたします。

新学習指導要領では、「プログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけさせるための学習活動」を計画的に実施するよう示されております。

プログラミングというと、コンピューター言語を覚えたり、その仕組みまでを理解すると思いがちですが、例えば、富山大学の山西教授の実践事例から申し上げますと、人は、まず、どのように外界から情報を受け取り、目的の活動をするのに、その情報をどう判断し、考え、最終的には手足をどう動かすかといった行動モデルを考えさせることで、子供たちは、自分自身がすばらしいコンピューターを持っていることに気づく、そういうことができるそうです。

そして、論理的思考をコンピューター的思考に結びつけることによって、コンピューターの持つ機能を、よりよい社会のためにどのように生かせばいいかといった、問題解決学習につなげていこうとする過程がプログラミングであり、学びに向かう力や人間性を培う教育が、プログラミング教育で期待をされております。

最後に、4点目の来年度からの教育方針についてお答えします。

来年度は、引き続き、知育・徳育・体育の教育の充実と生涯学習・生涯スポーツの推進に努めてまいります。加えて、自己肯定感や郷土を愛する心の醸成、よりよい地域や社会を目指して主体的にかかわろうとする意識の高揚を図る教育を進めてまいりたいと考えています。

コミュニティ・スクールを核としながら、将来の田布施を担う担い手としての意識を育む教育への取り組みを充実させていきたいというふうに考えております。

以上で、終わります。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

心の教育ということで、道徳も大事なんですけども、ボランティア精神、これを持つことが大事とは思うんですけども、例えば、小学校。私、小学校のころは結構、奉仕活動ちゅうてあ

ちこち行ったりなんかした記憶があるんですけども、何か、最近そんなんが余りないような気がします。たまには学校の外へ出て、ごみ拾いとか、それもボランティア、心の教育になるんじゃないかと思います。たくさんごみがあって、「誰が捨てたんじゃろうか」ちゅうてなりますからそれも大事だと思います。

あと、プログラミング的思考ということで、小学校始まるんですけども、この間、文部科学大臣の出演したテレビ番組、ちょっと見ましたら、ちょうどプログラミング的思考ということでやっておりましたけども、料理をつくる過程、材料を切って、味つけて、最後、料理ができる。これもプログラミング的思考らしいんです。とにかく工程を積んで、物ができ上がっていく。植物育てるんも一緒と思うんですよね。種植えて、肥やしまいて、水やって、それで大きく育つ。これもプログラミング的思考。こういった、日ごろから生活にあるものでいいと思うんですけども、その辺を子供たちにもっともっと教えてあげればいいと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今、相対的な考え方を申し上げました。プログラミングについては非常に、それを説明すると、恐らくこの時間、済まないと思いますので、いわゆる総論で申し上げます。32年から実際プログラミング教育始まります、正式にですね。

今、ちょっとよろしいですか、簡単に申し上げまして。今、中学校なんかでは、例えばトランジスタをつくっておりますが、いわゆる溶接でつけていって、回路をつくっていくというような形でやっています。これはプログラミング教育ですが、これは実際に体験していく、物をつくっていくという形です。ですから、パソコン、コンピューターの中でいわゆるプログラムをつくっていくということは、今までやっておりません。例えば、三角錐というものをつくるのとすると、プログラミングで今、そういったソフトもあるわけですけど、一応は言語をつくるんじゃないくて、ある程度固まった一つのそういったプログラミングを、物を、それを自分たちがどんどんつくる。やっぱり、ハンダごてでつけていくような形で、ネット上で。例えば、三角形をつくるのであれば、最初10センチというものを決める。それから、10センチから右へ曲がる。そして曲がるときに、三角形ですから180度に、1辺が60度でございますから、60度ちゅうことは直線から120度曲がった時点がいわゆる三角形の60度になりますから、120度右に曲げるというふうに数字を入れていくわけです、コンピューター上に。そうすると、コンピューターは、きちっと、びゅーっと曲がって、いわゆる三角形の60度の時点で、上から120度の時点で、今度は次に10センチまた行きなさいと、10センチと打つわけです。そうすると、10センチ物が進みます。それからまた右へ回りなさいという形で右へ曲がらすんです。それで、120度曲がりなさいということですから、結局、内角の60度にまた曲がっていくと、また10センチ進みなさいという形で、これが三角形ができるちゅう形で、プログラムはそういう形で、ハンダごてをしよったものが、今度はコンピューターの中でそれをつくっていくと。そうして、それを今度は三角錐の形に、立体物につくるためには、それにまた直線で、例えばX軸に進むとか、Y軸に進むとかいう形になります。そうすると、三

角錐ができてくる。そして、最後にボタンを押して、これを3Dプリンターで出してくれということになる、立体物がきちっとそこに出てくるという形で。そういった過程を、きちん、きちん、指示しながら、何度行く、何度行く、何度行く、右に寄るとか、かなり基礎的能力がないと、なかなかそういった形ができないということで、そういうものを、今後進めていくうちゅうことで、ソフトがあるんですけど、これについてはどういう形で、うちの、いわゆる田布施町内のネットの状況と、そのソフトを買うのか、インターネット上から取り入れるのかということが、これからの課題になってまいります、その辺が今、課題かなということで。

また、もしそういった面があれば、またおいでいただいて、御説明申し上げたいと思いますが。今、申しあげました、ちょっと話しても物すごいかかりますんで、この辺でよろしいでしょうか。そういったものを進めていきたいと思っております。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 大変、話が長くなりますので。今の、これに対するの予算、国家予算がかなり出ていると思うんですけども、これ、32年度からですか。31年度、来年度ですか予算組みすると思うんですけども、たくさんいただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、第3問に行きたいと思ひます。

ネット依存対策はしているかということで、私も以前、何度か一般質問いたしました。SNSの危険性とかしたんですけども、5年前から比べて、かなり増えておるそうです。

病的なインターネット依存が疑われる中高生、小学生は入っていないんですけども、今、小学生もかなりゲーム依存、増えておると思ひます。5年間でほぼ倍増し、全国で93万人に上ることが、厚生労働省の研究班の調査で明らかになったそうです。調査では、「ネット使用をやめると不機嫌になる」など、ネット依存に関係する8項目の質問に5個以上当てはまる「病的な使用」の中高生が、5年前に比べて2倍近い93万人と推計されました。質問に3個から4個当てはまる人を含めると、254万人ということで、すごい数です。特に、男子はオンラインゲームの利用率が高く、女子はSNSの利用率が高いそうです。ゲーム依存症、これは、今年の6月にWHOが疾病に登録されました。

町では、健康保険課、教育委員会、町民一体で対策をする必要があると思ひます。ネット依存のさっきの質問ですけども、8問中どんな質問があるかうちゅうことは、「ネットに夢中になっていると感じる」人とか、「予定よりも長時間使用する」「制限しようとしてうまくいかなかったことがある」「トラブルや嫌な気持ちから逃げるために使用している」「使用しないと落ちつかない、いらいらする」「熱中を隠すため、家族らにうそをついたことがある」「使用時間がだんだん長くなる」「ネットのせいで人間関係などを台なしにした、しそうになった」こういった質問に対して、8問中の答えが出ております。

特に、ネット依存、疑われる生徒の割合は、中学男子の場合は10%、女子が14%、高校生になると男子が13%、女子が18%で、女子のほうがちょっとネット依存、多いと疑われております。

この辺もあわせて、ポスターとか、以前つくったことはあるんですけども、ポスターだけでは、どうもいかないと思うんですよ。町としての取り組み、今のままでは、ますます増えるばかりということですから、何か対策しないとどうにもならないという現状が出ておりますので、その辺よろしく願いいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。

ネット依存対策について、詳しくは後ほど教育長からお答え申し上げますが、私からは、その影響などについてお答えいたします。

ネット依存は、スマートフォン等の普及とともに急増しています。スマートフォンは、いつでもどこでも手軽にネットができ、便利ではありますが、その手軽さゆえ、ネット依存は誰にでも起こり得る身近な問題になっています。インターネットは、テレビ等のように番組の終わりなどがなく、気がつかないうちに長時間が経過しています。

また、SNS等は、常に内容が変化するため、手放せなくなる人もいます。ネット依存は精神的な障害であり、不眠等の健康被害を及ぼす危険性があります。今後は、広報等、出前講座等で啓発に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、引き続きお答えをいたします。

近年、格安スマートフォン等の普及によりまして、小中学生の所有率も急増しており、それに伴って、SNSなどの使い過ぎによって日常生活に支障をきたす、いわゆるネット依存が問題になっているところでございます。

本町において、ネット依存と思われる割合について正確な数字はありませんけど、平素の様子からネット依存の乱れを感じる児童生徒が若干いるとの報告を受けております。本年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の結果から、本町の小学校6年生と中学校3年生のネットとのかかわりについて紹介しますと、質問の中で「週末に何をして過ごすことが多いですか」という問いに対して、複数回答ではありますが、6年生では「家で勉強や読書をしている」が56.7%、「スポーツをしている」が50.4%であるのに対し、「家でテレビやビデオ・DVDを見たり、ゲームをしたり、インターネットをしている」は89.0%で、週末は9割近い児童が視聴覚機器やネットに時間を費やしていることがわかります。

また、中学校3年生では、「週末は家で勉強や読書をしている」が47.9%に対して、今と同じように、「家でテレビやビデオ・DVDを見たり、ゲームをしたり、インターネットをしている」は81.3%と高い割合を示しているものの、小学校6年生の89.0%に対して8ポイント低くなっております。この要因は、「週末には部活動へ参加している」が83.3%と高いことから、熱中できることがあれば、子供たちのネット依存の割合は低くなるということがわかります。

こうした調査結果からも、スポーツ少年団活動や部活動、子供会活動や各種習い事等、これ

まで子供の健全な成長を支えてきたこれらの活動を、さらに充実していくことがネット依存を抑える有効な手段と考えることができます。

少子化や核家族化、個人主義の横行に加え、子供たちの遊び場や青少年の野外活動施設がなくなり、部活動やスポーツ少年団・子供会の衰退傾向と相まって、ますます子供たちのネット依存は増加していくと考えられます。今こそ、学校、地域、保護者、行政がそれぞれの立場で、遊び場や野外活動場の充実、スポーツや地域活動、ボランティア活動等の場や機会の準備をしていくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） ありがとうございました。

「ゲーム依存症」疾病認定ちゅうことで、健康保険課のほうで、疾病ということでゲーム障害、「ゲームをする時間など自分でコントロールできない」「ゲーム以外の出来事や関心事の優先度が低くなる」「日常生活に支障を来たしてもゲームを優先する」こういった状態が12カ月続くと、これはゲーム障害というそうです。これは学校教育ちゅうか、教育委員会だけではどうしようもできない。これは当然、健康保険課、こっちも絡んでくるとは思いますけども、その辺、対策は何かお考えでしょうか。

○議長（清神 清議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 現在、具体的な取り組みなどは実施しておりませんが、今後、対応策等考えていきたいと思っております。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） ぜひ、よろしく申し上げます。先ほど、教育長おっしゃられましたけども、こういったネット依存とかゲーム依存、これをなくす唯一の方法というのは、それ以上に楽しいことを見つけないというのが一番大事と思っております。先ほど言われましたように、クラブ活動、スポーツ、それとあわせて、もっと楽しめることを見つけないちゅうことが大事と思っております。それは、もっともっと新たな取り組みを見つけてもらいたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今、コミュニティ・スクールを核とした、地域を巻き込んだ学校運営ちゅう、また逆にそれが、ひいては子供たちが、地域貢献にやがては尽くしてくれるという、ふるさとを愛する心ということになっていくと思うんですけど、そのためには、今、議員がおっしゃったように、やはり子供たちがそういったネットやらスマホやらよりもっと魅力のあるものをつくっていかにかいけんちゅうことで、いろんな各校、学校運営協議会で御協議いただいております。なかなか今、そういったのがないんですけど、一つは、やっぱり遊び場がないという、小学校については、こういったものがあります。

小学校の、もうちょっと絞って、データをそろえてみたらいいんですけど、例えば西小学校なんかは、子供たちがおかげさまで山の中で遊ぶのが大好きで、休み時間は全て山の中へ入っ

ていますけど、そういった西小学校はそれであれば、そういった依存率はどうなんかとかいうのは、そういうことを調べながら、やっぱりそれぞれの学校が特色を持ってやっておるようなことを、もうちょっと数字化して、そういったものを進めていけたらというふうに思っておりますが。

先ほど答弁させていただいたように、やはり議員がおっしゃったように、子供たちはネットが好きでやっているんじゃないで、ほかにやることがない。やはり少子化のために子供たちと一緒に遊ぶことも少ない。そういうことがありますし、やっぱり、手近なところで世界が広がっているものに魅力を感じているちゅうことがあります。

逆に、さっきのプログラミング教育が進められなければ、思うに、これからの子供たちは生きていけない。やはり、日本の経済とか国家も、そういうものを先進的に取り組んでいかんと、やがて日本は飲み込まれてしまうということは、もうわかっていることですから、そういったものをプラス思考に持って行って、子供たちがあれだけできるということは、やはりそういったプログラミングについて、先進的な力を持つことは世界一の子供ですから、それをプラスに捉えていくことも大事だと思うんです。やっぱり、使い分けをすることによって、日本の子供たちが世界に負けない子供になりますし、下手をすると、今おっしゃったように依存症になって、どうにもならないという、非常に、大人に課せられた責任が大きいなと思っております。国家レベルでこういったものはやらなきゃいけないと思っておりますし、今、首長部局ともいろんな面で協力してやっておりますので、この子供たちの、魅力あるいろんな、そういったものをつくっていくということは、これから学校運営協議会も含めて、また庁の中でも協議をしていきたいなというふうに考えておりますので、やっていきたいと思っております。

○議長（清神 清議員） 西本議員。

○議員（4番 西本 篤史議員） 西の小学校、裏山ですか、結構楽しいところができとるんですけども、東小学校も「なかよしの森」という裏山あったんですけども、5年間使用禁止になっておまして、この夏、復活プロジェクトということでちょっと始めて、この秋から利用できるように、今、進めておりますけども。

本当、遊び場とかあの辺が子供たちにあればいいと思っておりますし、今の両立というのが一番難しいと思うんです。国は「プログラミングやって、どんどん使え」、反対には、「依存症なるけえ、やめえ」とかいうふうに、その辺、上手に両立ということをこれから町も考えていただいて、よりよい子供たちつくって、育成してもらいたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（清神 清議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） 次に、河内賀寿議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） おはようございます。

それでは、一般質問をいたします。質問数は3問で、一問一答でお願いします。答弁者は3問とも長信町長でお願いします。

まず最初の第1問目の質問事項は、次期町長へ希望することはということです。

6月議会で長信町長は今限りでの引退を公表されました。任期もまだ少しありますが、本当に、長い間御苦労さまでございました。正直、まだまだ教えを請わなければいけないことも多々あったと思うので残念です。

さて、次期町長へ引き継ぎということで、ぜひ続けてほしいまたは始めてほしいなど、いろいろとお考えがあると思います。希望することなどあればお聞かせください、お願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えを申し上げます。

河内議員さんのほうから、次期町長へ希望することはとのお尋ねですが、私は11月14日で任期が終了し、次期町長に政権をバトンタッチすることになります。この際の事務引き継ぎは、地方自治法で「前任者は書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了若しくは未着手の事項または将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない」と規定されております。これは、各課の全ての事務事業が対象となりますので、現在、各課に引き継ぎ書の作成に向けて準備をするよう指示しておりますが、各課長等とのヒアリングは本会議終了後に予定しておりますので、大変申し訳ございませんが、この場での答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） よその全国の行政も、引き継ぎのときは今のような答弁になるのかなと思いましたが、もちろん、守秘義務ちゅうかな何ちゅうか、言っちゃいけないことになっちゃんですね。まあいろいろ、今聞かされたとおりでございますので、その点に関してはそういうことだそうですので、いい形での引き継ぎをよろしくお願いします。

ほかには、今、言えないと言われたんで、この質問に関してはこの続きが聞けないなと思って、関連はありますので、2問目以降にその関連でまた聞くこともありますんで、1問目はもうこれで簡単に終わらせたいと思います。

それでは2問目行きます。

2問目の質問事項は、田布施川の堤防は大丈夫かということで、引き続き長信町長、答弁をお願いします。

7月の豪雨災害では、本町も少なからず被害がありました。隣の光市は、島田川の堤防が決壊しました。本町でも、9年前の夏、田布施川の関戸橋付近が決壊寸前まで行ったことがありました。あのときは、旧関戸橋の上から竹を束ねたものをおろして少しでも水の勢いを弱める努力をしたり、ショベルカーを水流のすぐ横までおろして新しい水の通路をつくろうとしたりなど、いろんな試みがなされておりました。ただ、それでもあと20分もすれば決壊確実と思えるぐらい、堤防は壊れ続けていました。

しかし、寸前のところで、どこから呼んだのかと思えるぐらいの数十台のトラックやダンプカーが来て、搭載していた大型の土のうやさいころ型のコンクリートの大量投入が始まり、決

壊をぎりぎりのところで防ぎました。このときの町長の的確な陣頭指揮は、ただただすばらしかったと思います。あのときの大きな背中の後ろ姿は今でも鮮明に目に焼きついております。

さて、その後も各所の補強はされたと思いますが、田布施川の堤防は大丈夫でしょうか。

また、本町のほかの川についてもどうでしょうか。それから、万一の場合のトラックやダンプの手配など、今も万全でしょうか。お答えをお願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えします。田布施川の堤防は大丈夫かとお尋ねですが、7月豪雨においては、町内では1時間当たり30ミリ程度の雨が2回のみしか降らなかったため大きな被害もなく、田布施川では水防団待機水位に達しませんでした。御指摘のとおり、平成21年7月21日には関戸橋付近の左岸が決壊する寸前になり、避難勧告を出しました。その後、県による河川改修が計画的に進められており、当面危険箇所はありませんが、流域全体では河川の水位上昇によっては堤防から水があふれ出そうになる箇所も見受けられますので、城南地域の東消防署付近に水位計の設置を要望しておりますし、今後も引き続き田布施川河川改修について要望を行っていきたいと思います。山口県柳井土木事務所によりますと、田布施川の堤防は下流から順次整備を進めており、現在、役場付近の工事を実施しているとのことでした。

また、県が管理する河川については、適宜巡視点検を実施しており、豪雨等により緊急対策が必要となる場合は早急な対応ができるよう、関係団体と柳井土木事務所で緊急時の協定を結んで体制を整えているところでございます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） あのときのすごかったのは本当に今でもよく覚えていますけど、あのときはトラックその他が準備できたと思うんですけど、今回の島田川なんかもちよっと準備されたかどうか、余りよその行政のことを言うのもあれですけど、例えば同時多発で島田川も決壊しそうだ、柳井のほうの川も決壊しそうだ、うちの田布施川も決壊しそうだっていったときに、幾らトラックがあってもあっち行かんにゃいけんこっち行かんにゃいけん、それで結局、先に行ったほうだけ間に合いました、次の田布施川はもう間に合いませんでしたとかいうようなこともあるかもしれませんが、そういう点はトラックの手配についてどうでしょう、同時とかだったらどうなるのかなと思って。お願いします。

○議長（清神 清議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） トラック等の手配につきましては、確かに、光市とか田布施町で一気に洪水等が起これば、というような場合は、余り大きい災害については想定していませんけど、基本的には市内、町内の業者さんをお願いするようになると思うので、例えば田布施川であれば、町内の何とか建設さんをお願いするようになると思うので、ある程度仕分けはできるかと思えます。そして、確保もできるかと思えます。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 結構同時多発で、そういうふうに頼もしいお答えでしたので、その分については信じて、本当に安心できるなど、いい感じになりました。あと、川の規模も田布施川が多分この田布施町ではもちろん一番大きいと思いますが、ちっちゃい横の桜川その他いろいろありますけど、灸川なんかもよくテレビで話がありますけど、堤防という大きいイメージでいう表現で、大きい感覚とはちょっと違いますけど、小さい川とかの件に関しての防ぎ方とか防災に関して、よかったらお願いします。

○議長（清神 清議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 今言われました桜川とか灸川につきましては、管理が山口県となっております。それと小さい河川等につきましては、いわゆる町が管理するような河川となっておりますが、その際は、一般的なことでございますけども、水位等見ながら明るいうちに避難していただくとか、堤防が決壊しそうであれば町のほうに通報していただくとか、そういうふうな方法が当面の措置だと考えております。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 前回の経験とか毎年の経験とかで、常に防ぐことに関しては進歩されているような形というのが今の答弁等でよくわかりましたので、全然被害がないってようなことはなくて、すごい大雨とか今後来るといいますし、もちろん台風その他もあると思いますけど、もちろん町長も頑張られると思いますし、職員その他の方の皆さんの努力によって最小の被害でされるように、普通に考えて頑張っておられると思いますので、今後とも努力よろしくお願ひいたします。

それでは、3問目行きます。

3問目の質問事項は、小学校のエアコン設置の検討はということで、これも引き続き長信町長、よろしくお願ひします。

この夏の異常な猛暑を受け、周南市や下関市など周辺の自治体は、全小中学校の普通教室のエアコン設置の前向き検討を始めています。政府も、全国での補助を検討しています。

さて、本町は財政難の中、町長の英断により中学校は昨年9月よりエアコンが設置され、ことしの猛暑もはねのけ、教室は快適な学習環境となっております。中学生や保護者に尋ねても、とにかくすこぶる評判はいいです。前のときの暑すぎる教室体験と比較しながら、今の予算に大変感謝しておられます。

さて、小学校については、中学校で無理をした分、財政が落ち着く数年先だと思っていました。しかし、今年のような命にかかわるような事態が来年以降も引き続きありそうな環境となってきたようなので、早急な設置の検討を望むものであります。御回答をよろしくお願ひします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答ひいたします。

田布施町では、国の補助事業、学校施設環境改善交付事業を活用して、施設整備計画に基づき各学校の施設整備を進めております。平成29年度には、田布施中学校の空調設備工事を実

施しました。設備計画では、平成30年度に中学校の外壁改修、屋上防水の老朽化対策工事を実施する予定になっていたため、昨年、国に対して補助金申請を行いました。国の採択に至りませんでした。そのため、計画を繰り下げて平成31年度当初事業として再度補助金申請をする予定になっています。

しかし、今年の猛暑に見られる異常気象は、これまでの経験では想定できない範囲であり、空調設備の優先順位も整備計画を策定した時点とは比較にならないほど高くなっていると考えております。

また、先日、文部科学省で平成31年度予算の概算要求に、エアコンの設置やブロック塀の改修補修など公立学校の施設整備として約2,400億円を盛り込む方針を決めたとの報道発表がありました。このことから、今後も国が、本事業の採択要件である「事前に整備計画が掲載してあること」、その緩和等の特例措置を講じてくれるとも考えられるため、教育委員会と連携し情報収集を行い、可能であれば積極的に申請をしていきたいと考えております。

また、同時にリースによる整備等、補助事業以外の方法で効率的な整備が可能であればあわせて検討し、できる限り効率的かつ迅速な整備を目指してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） 今の答弁、可能であれば積極的にという表現がありましたので、もちろん今、前向きに考えられて、もちろん国の補助とかどういう形でなるか等をいろいろ研究されるというのも、よくわかりました。ぜひその線で行っていただきたいとは思いますが。

ただ、小学校のほうは4校あるから本当、正直、1校とかやったら多分つけてもお金のかかり方も大分安いんじゃないかと思うけど、さすがに4校なんで、本当、お金がすごいかかると思いますんで、大変なこととは思いますが、今、言われたとおり、やっぱり異常気象に関しての認識もあるみたいなので、恐らくいい形でなれると思います。その辺は次の、先ほどのあれですけど、次期町長のお考えでまた、なるかもしれませんけど。

今、それで一つ質問なんですけど、リースという形でというの、今回のやつは中学校なんか買い取りと思いますけど、リースというのでも研究と言われましたけど、私の知っている感じだと、熊毛南高校とか柳井高校なんかもリースなんですよね。あれ、買っているんじゃないかと、大体毎月保護者が800円ずつ払い続けるか何か、それで賄うような形だったんですけど。よくわかんないですけど、どっちが得なのかがよくわかんないですけど、リースのほうがいいと考えられているような感覚というか、まあ今まだ研究途中かもしれませんけど、そういう点に関して、どっちが得かわかんないんですけど、そういう点、研究されていたら、お願いします。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 先ほど町長の答弁でも言われましたけど、直接買い取りの方式、それからリースの方式、あともう一つPFIの方式っていうこともあるとは思いますが、そういったいろんな方面で検討させてもらって、先ほど熊毛南高校とか言われましたけど、平生町でもリース方式が使われているというお話を聞いております。そういったことで、リー

すがいいのかどうかという、補助金が実際に買い取り方式の場合は3分の1の補助が出るということなんですけど、実質的に単価掛ける床面積っていうことで、通常15%ぐらいの補助に最終的にはなってしまうということ、本当なら3分の1であれば33%か34%の補助率でなきゃいけないんですけど、実際にはその単価とか床面積ということで15%ぐらいの補助率になってしまいますので、そういったことで今、市長会や町村会等で、そういった国のほうへの要望活動も行っているような次第なんで、国がどういった形でそのところを出してくるか、補正予算で出してくるかとか、31年度の当初予算で出してくるか、そういったことも踏まえて、さまざまな検討で財政的にも余り負担にならないように、その辺で検討していきたいなというふうには思っております。

○議長（清神 清議員） 河内議員。

○議員（9番 河内 賀寿議員） いろいろ今、研究中のことについて聞きましたけど、リースがいいか買い取りか何か、いいほうで、ぜひぜひ。

そして、先ほども言いましたが、小学校も全国においてもいろんな行政がすぐつけんにやいけんのと本気で考えるような事態にもなってますんで、うちの町も、本当はもう中学校で精いっぱいだったんで、もう数年先でないとこんなお願いも、一般質問にしてもできないなど正直思っていたんですけど、まさかこういう気象と思いませんので、ぜひぜひ本当に、早急をお願いしたいと思います。

大体、今の感じで行くと、かなり本当にすぐできればという感じの、国の考えての設置のことを聞きましたので、大体こんな感じでいいと思いますが。中学校のエアコン設置に関して、本当に今年の猛暑を本当にはねのけたという点では、長信町長のすばらしい功績になったと思います。本当はもしかしたら、つけていなかったら死人が出ていたかもしれませんし、という意味で、大きな重病になった方が本当は発生していたかもしれないのを、もしかしたら前回の英断によって未然に防いでいたかもしれません。これは本当に、数字にも絵にもならないけど、本当は誰かを助けていたんじゃないかなというようなことではなかったのかなということも、いい意味でよかったことだったかもしれません。特に中学校は、小学校と違って建物の構造が網戸もつけられないような、何か特殊な、デザインを優先した形で、小学校よりも暑い状態というような建物というように聞いていましたんで、本当は命を救われちゃったんじゃないかなと思うようなこともありますので、本当にいい功績だったと思います。

あと、町長とも本当もう少しでお別れということになりますのであれですけど、町長は全然自慢話をされませんので、多くの町民の方が結構そういった功績とかを知らない方も多くて、私もよく、町長何もしていないんじゃないと言われたときには、よく先ほどの関戸橋のときの一生懸命やられた姿などのことについて説明したりしてあげたら、そう言ったら、町民の方も、ああ、すごいじゃねとか言われたりするようなことがあったりして、本当に一切自慢話をされないというのは、すごい紳士といいますか、ジェントルマンな生き方をされていて、これはそのときの姿にしても、私の目からすると、何て言うんですか、行政の長の鑑みたいな形で目に映りました。本当に御苦労さまでございました。

それでは、これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（清神 清議員） 以上で、河内議員の一般質問を終わります。

時間のほうが10時18分になりましたので、あと2名昼までにやるということは、時間がかなり厳しいんですけども、一旦ここで休憩を6分間ほど入れます。できるだけあと2名、昼ちょっと過ぎるかもわかりませんが、2名の一般質問を行いたいというふうに思いますので、再開を10時25分にしたいと思います。ちょっと短いですが、早急に休憩をしてください。暫時休憩をお願いします。

午前10時18分休憩

.....
午前10時25分再開

○議長（清神 清議員） それでは、休憩を取り消しまして一般質問を続けます。

次に、松田規久夫議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 一問一答で、2問いずれも町長へお願いいたします。

最初の1問は、住民の終活と行政のかかわりと題しまして、よろしく申し上げます。

人生の終わりに向けての活動、つまり終活は行政が補い、地域が支える必要がある。しかし、主体となるのは家族であろう。少子高齢化に伴い、都会では引き取り手のない遺骨が増加している。家族や地域のつながりが弱まっていることが大きな原因と考えられる。

そこで、田布施町の現状をお尋ねします。5項目あります。1、独居老人の孤独死の件数と、あれば発見までの日数は。2、引き取り手のない遺骨の件数は。3、電動カーは高齢者対策の田布施町の好例で、登録状況は、また登録廃止や登録変更は。4、自宅や近隣にある墓の把握は、田布施町はされているのか。5、所有者不明の土地、家屋の発生状況は。以上、5項目お願いします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

1点目は、独居老人の孤独死の件数と発見までの日数についてのお尋ねであります。

独居の高齢者で、死亡後、翌日以降に発見されたケースは、今年度に関してはありませんが、平成29年度に2件あり、そのうち1件が2日後に、もう1件は約10日後、経過していました。

町では、こうした独居高齢者を見守る施策として、15事業所と協定を結び、業務中に高齢者宅等の異変に気づいたときに早期に連絡をしていただく、高齢者見守りネットワーク事業を行っています。また、自宅で倒れられた場合などにボタン一つで通報できる緊急通報装置の利用も勧めています。

2点目は、引き取り手のない遺骨の件数について、お尋ねです。

身元不明のものについては、行旅死亡人のものがこれまでに2件ございました。行旅死亡人があった場合は、法律上、各市町村が火葬まで埋葬することになっており、これらの遺骨は、お寺の御協力をいただき預かっていただいております。また、これとは別に身元が明らかな遺

骨も1件預かっていただいておりますが、これは元町営住宅入居者が入居時に持ち込まれたもので、施設に移られる際に、持ち込みを拒否され、親戚等にも引き取られなかったものでございます。

このように、身元が明らかでありながら、遠方であることや、それまで縁遠かったことなどから、遺骨の引き取り手、強く拒否されることもございますが、このようなケースでは、あらかじめ関係する遺族に了解いただいた上で、火葬の際、遺骨を残さないようにしております。こうした件は、昨年も1件ございましたが、それ以前に、記録が残っておりません。

3点目は、電動カーの登録状況についてのお尋ねです。

本町では、電動カーの利用者の事故や異変の際に早急対応できるように、平成28年10月から電動カーの登録制度を行っており、8月末現在で17件の登録があります。前年度の新規登録は4件で、登録廃止は死亡による1件、また登録変更は、買い替えによる1件がありました。制度開始後、これまでに事故等による連絡、実績はありません。

4点目は、自宅や近所にある墓の把握についてのお尋ねです。

町内に、お寺などの墓地が38カ所、集落墓地等が161カ所ございます。これら以外、自宅やその近くに建てられている墓地につきましては把握しておりません。

このような個人墓地は、現行制度上、新設できず、公共工事などにやむを得ない理由がない限り移設も認められないことになっております。こうしたことを広報等にもお知らせしております。

5点目は、所有者不明の土地、家屋の発生状況についてのお尋ねですが、所有者不明土地は、人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や、地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、全国的に増加しております。また、所有者不明土地は、所有者の特定等に多大なコストを要するため、公共事業の推進等の場面で、その用地確保の妨げになり、事業全体のおくれの一因となっています。このため、所有者不明土地の利用の円滑化を図るため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が今年6月6日に成立しました。

この法律は大きく3つに区分され、まず1つ目は、所有者不明土地を円滑に利用する仕組みで、都道府県知事の裁定による所有権の取得と、一定期間の公告による利用権の設定ができる制度を創設したことです。

2つ目は、土地の所有者の探索のために必要な公的情報を行政機関が利用できる制度を創設するとともに、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記載すること等できる制度を創設したことです。

3つ目は、所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合、地方公共団体の長が家庭裁判所に対して財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設したことです。

詳細な情報は、7月上旬に柳井法務局でありました、長期相続登記未了土地の解消方策に関する説明会、開催されたのみで、施行日が、一部を除き公布日から起算して6カ月を超えない範囲において政令で定める日となっているため、現在、国からの情報提供はありません。お尋

ねの所有者不明土地の家屋の発生状況ですが、本町でもかなり多数の土地が存在すると考えられます。固定資産税等が課税されている土地や建物の所有者が死亡した際には、相続人調査を行います。課税されていない土地や建物については、業務上、相続人調査をする必要がないため調査を行っておりません。

現在、課税対象で明らかに所有者不明の土地、家屋の発生状況は、土地15件、家屋7件で、いずれも相続放棄や相続人不存在となっています。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 自分の質問した1から5番の項目と今から質問するのが順序は前後するかもしれませんが、高齢の、まず、電動カーから、清神議員がアイデアを出されて質問をされて、それからこのような制度が田布施町も取り入れられたと思います。今、町職員も随分若返りまして、我々、50、60、70ぐらいの年代とは違う視点を持ったアイデアも出ると思いますので、終活についても、町職員の若者のアイデアを集約するような、そういう方法をとっていただければいいと思います。西のほうで、西の9番というのを電動カーにつけておられる方を見ましたので、これはかなり、住民にも電動カーの登録についちゃあ、知られているんだなというふうな思いしましたので、いい取り組みは新たな取り組みも含めて、続けるなりアイデアを出すなりしてもらったらと思います。

住民が行政のほうへ相談に行く場合、高齢の方だけでなく、高齢の方が田舎に住んでおって、50、60代で都会へ出とる方が帰ってきて、地域の方にもなかなか相談する人がいない、そういう場合は、行政に頼らざるを得ないと思います。

田布施町の場合、終活と一口に言いますが、いろんなケースが考えられるんですが、窓口は町民福祉課というふうに考えたらいいんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） まずは、町民福祉課のほうに御相談いただくこととなろうかと思います。その上で、やはりこちらに暮らしておられる高齢者の方向けのサービスということになれば、その時点で、適宜、健康保険課のほうにつないでいくということになろうかと思えます。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 今、耐震工事が始まりました。田布施町の庁舎のスペースの問題はあるかと思うんですが、住民の方が玄関を入られると、今、言ったような、どこに行ったらいいかというのを、ここに聞けば町民福祉課へ、あるいは健康保険課へというふうな、そういうふうなものも住民サービスの上から、耐震工事が終了を目指して、スペースの問題はあると思うんですが、考えてもらったというふうに思えます。この質問は、任期が町長が11月14日ですので、次期の町長にまた質問するなり、引き継いでもらうなり、してもらったという、思いますので、ここでは回答を求めません。

引き取り手のない遺骨についてですが、お寺に預かってもらったのが2件で、身元はわかっ

ているけども1件あったということで、今後は、家族のきずなが薄れていきますんで、身元がわかっているけども引き取り手のない遺骨というのが、都会ではかなり増加しているんですが、ここ田布施町も、将来、考えられると思います。お寺に預かるということですが、田布施町には無縁のお骨堂というのはあるんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 無縁の、ほかの自治体等である無縁仏といいますか、納骨堂といった建物はありません。ただ、そういったお墓を入れるような施設といいますか、設備といいますか、そういったものはございます。ですから、昔々、行旅死亡人等で、身元が全然わからないと。今、2件お寺のほうに預かっていたいただいているというのは、お寺の中で預かっていたいただいているんですが、それ以前のものについては、そういったところにお骨を入れております。1件、別にいますけど、一応お寺のほうに預かっていたいただいているのは3件、そのうちの2件が行旅死亡人、1件が引き取り手が無いということで、3件、預かっていたいただいているということでございます。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） わかりました。

今度は、5項めの項目に関連しまして、29年度の不納欠損額は、およそ800万円で金額は増加しているんですよ。この原因は、固定資産税の増加というふうに、たしか監査報告書には指摘されとったと思うんですが、この原因というのは、所有者不明土地の増加による不納欠損額の増加というふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 堀川税務課長。

○税務課長（堀川 誠君） 今、御指摘の不明土地の関係ということではなくて、実際には、倒産とかそういったものが中心になっております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） わかりました。今回、29年度の不納欠損額の増加は、所有者不明土地の増加ではないということで了解しました。

ただ、今後は、先ほども言いましたが、田布施の地元におられる親が亡くなって、都会に出ている子供たちがその資産は引き継ぐわけですが、登記もせずに耕作放棄地のように、家屋も全然振り返らずに放っておくというふうなケースが多く発生するような気がしますんで、田布施町一丸となってアイデアを出して、町の行動というのは、資産を持っている方が亡くなって、それから行動をするという部分で、なかなか、次の相続人を見つけるのが難しいと思います。ですから、文面等、難しい問題があるかわかりませんが、生きておられるうちに、特に県外に固定資産税なんかを送付しているものについては、早目な対応をしてもらったらというのが私の希望です。

次の質問に移ります。

地域のつながりが薄れてきてますんで、自治会長とか民生委員さんとか、いろいろ町の役を

持っておられる方の役割が大きいと思うんですけども、いろんな地区において、民生委員なり自治会長さんなりの活動に、取り組みに、差はどんなもんなんですか。町の指導のもとに、一様の活動がなかなかできているようには、僕には思えんのですが、地域によって、随分取り組みに差があるような気がするんですが、ちょっとこのあたりの町の認識というのをお聞きします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 民生委員さんにしろ、自治会長さんにしろ、町から依頼されたあるいは国のほうから依頼されとる方、たくさんいらっしゃいます。その方々はそれぞれ依頼されてその報告、結果等は依頼されたところへ出されるわけ。町としては、今、自治会長さん等は、連携とりながら、何かあれば連絡をとる、あるいは、事態が変われば連絡をとるということでやっておりますし、先ほど、一部のあれにもありましたように、それぞれ地域地域で連合会をつくられて、その中に土地の地域の自治会長さんがおられ、うまくその地域を活動するためにやっておられる。それが十分機能しているかしてないかちゅうことになると、選ばれた方、今、御承知のように、自治会長さんなんて、順繰りの回り講だよとか、そういう状況の中で、仕事をやってくれとらんじゃないとか、それはそれぞれ、自治会の方が判断してそういうことをやられるわけでありまして、町のほうから、あんた、やらにやいけんぞとかちゅうようなことは、決して申し上げません。

ただ、町から出す費用等もありますから、ちゃんとそういうものを言って、自治会長さんはこういうふうにして下さいよという要望事項はちゃんとあります。やられるやられないは、逆の判断、それを選ばれたのは、自治体全体で選ばれているという状況でありますから、それに対して町がああせい、こうせいちゅうことは、今の段階ではやっておりません。昔の区長制度とは少し違いますんで、その辺は御理解いただきたい。それと民生委員さんにつきましても、それぞれ民生委員の決定するときには、議員さんも含めて民生委員のあれを出しておりますから、それらがちゃんとやっておられるという私は認識を持っておりますし、年に一、二度、民生委員さんの会議があつたり、あるいは、その会長さんがおられて、御指導されているというふうに認識しておりますので、特別なあれはないように聞いておりますが、もし、そういうことがあれば、議員さんの中でも遠慮なしに町のほうへ話をして、こうこうこうだよという話を出していただくほうが、できるだけその辺がスムーズにいくというふうに思います。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 最後の質問にしたいと思います。

ちょっと回答を求めますが、回答がなかなか難しいかもわかりません。これ、自分のひとりよがりの思いかもわからんですけども、こういうことなんです、実は。高齢の方が亡くなると、今、大部分の人が地元でなくて、子供さん方は都会へ出ているわけです。高齢の方の亡くなった財産、不動産に限らず、動産、特にお金が預貯金が、田布施にある富が都会へ、子供さんのほうへ移転する、よう考えたら、こういうことなんです。ほじゃから田布施にとっちゃ、本来、この預貯金は、長生きしてもろうたら、もっともっと田布施に落としてもらうよ

うなお金が、亡くなることによって、税金なんかは交付税として中央から田舎のほうへ交付されているかも知れませんが、個人の預貯金は逆に田舎から都会へ出ているのが現状じゃないかと思うんですよ。この辺の田布施の富を、何かうまく引きとめるような方法はないじやろうかと思うてから、僕、いろいろ考えるんですが、わかりませんので、こういうこと、町のほうは考えられたことはありますか。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） これが正解ですという答えは、出せないと思います。それぞれ個人の勝手でございますから、逆に都会からこっちへ来たら、ほったら富を持って帰るなよと、そこに人に悪いんじゃないか、田布施一人で帰ってこいと、財産なんか、土地、銭なんか持って帰るなというようなことを言うと、おかしい話ですから、そういうことは決して言えません。逆の場合も全く一緒です。

ですから、松田議員さんが、何とか、町、何とか財政豊かにするには、何かいい方法はないかのうちゅう、多分、お考えでそういう質問をされたんだらうと思いますが、現在の段階では、それは到底、不可能な問題でありますし、やはりそこに住まわれた方が、わしの財産は町に寄附して行くけえ、おまえら理解せえよというような生活をされている方であれば、ありがたいなあという思いをしながら、個人の考えとして受けとめざるを得ません。そういう回答しかできませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） ありがとうございます。

次の質問に行きます。

長信町政の総括についてと題しまして、質問を町長へ回答をお願いします。

3月議会で町長の進退について、質問をされた議員の方がおられます。そこで、町長は6月議会に進退は明らかにするということで、私、6月議会でその議員の方が再質問をされるかなあと、あるいは町長のほうが、次期に新たな挑戦はしないという、その理由でなく、それ以外にも自分のやってきた3期12年の振り返りも6月議会で述べられるかなというふうに思っておったんですが、いずれもありませんでしたので、この9月議会で4項目という形で質問をさせていただきます。

前もって渡している質問を読み上げます。6月議会で町長は、今後の進退について明らかにされた。今期限りの理由は述べられたが、3期12年の振り返りはなかった。長きにわたり町政のかじ取りをされたので、住民に総括を述べる責務があると思うので質問をする。

1、高校跡地への移転は中止となり、耐震補強となったことについて。2、国営圃場整備事業について。3、単独町政について。4、職員数の増加について。

以上、4点お願いいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

質問が私個人的なことになっておりますので、お答えするのに随分苦慮しておりますが

るんですが、3期12年を振り返ってということでございますので、個別なことでありますし、町政全般にわたり質問された中に、4点だけ特記されて御質問されております。

初めは、この件はお答えせんぞと言うつもりでおったんですが、やはり、答えなきや責任があるということでもありますので、お答え申し上げますが、町長に就任して以来「住みよいまち田布施」と言われるようなまちづくりを目指して取り組んでまいりました。町長になった当初を思い出すと、「財政健全化」、それと「荒廃農地の対策」あるいは「安心安全なまちづくり」、「健康で活力あるまちづくり」と同時に、「住民の皆さんの声をしっかり吸収して町政運営に携わる」という大きな5つの目標を立てて、町長選に臨み、町長をやらしていただいたわけがあります。

私が就任した当時は、平成の大合併ということが行われ、地方分権の推進、三位一体改革等の構造改革が叫ばれている時代で、地方は、まさに変革の時代を迎えていました。

現在は、国の方針は、合併推進から新たな広域連携と変わり、本町も柳井・周南地域や広島圏域との連携を進めており、第5次総合計画の中でも、「当面は単独での町政運営を継続する」と記載しております。

それでは、まず、財政健全化についてですが、さきに述べた三位一体改革の構造改革の影響を受け、本町においても平成元年度末に28億円だった一般会計の町債残高が、平成17年度末に、約3倍の82億円にも膨れ上がり、あわせて、三位一体改革により地方交付税が大幅に削減されるなど、危機的な財政状況にあったことから、前町長のもと、平成17年度に緊急財政再生プランが策定されました。私もこれを引き継ぎ、実行するとともに、この計画期間終了後も常に財政健全化を最重要課題として町政運営に取り組んでまいりました。先ほども申しましたように、平成17年度末に82億円にも上った一般会計の町債残高がある一方で、積立基金残高は5億円しかなかったといった非常に厳しい状況でありましたので、建設事業等は抑制せざるを得ない状況でありました。

麻郷小学校の改築工事や各小学校の保育園、公民館等の公共施設の耐震化、児童クラブ増設、防災行政無線のデジタル化など、住民の皆さんに必要な事業はちゅうちょせずに実施してまいりました。

本庁舎の耐震改修等も紆余曲折ございましたが、議会初め、住民の皆様方と色々な調査、研究、議論等をさせていただく中で、事業着手することができ、一日も早い完成を願っているところであります。また、財政再生プランの主要項目である職員数削減については、目標として、5年間で職員148人をマイナス22名の126人に削減するという県内でも類を見ない最多の削減目標を掲げ、一律的に削減を強行してきた面もあります。

しかしながら、その後、県からの権限移譲事務の増加、マイナンバー制度の対応、国営圃場整備事業に伴う事務や埋蔵文化財への対応、保健師や土木技術職員等の専門職員の育成、後期高齢者医療広域連合や、「ゆめ花博」等への派遣職員の増加、地方創生に伴う新たな事務の発生、ふるさと寄附金、介護保険制度充実への対応、収納対策の強化など、行政需要が急増する中で、機構改革や嘱託、非常勤職員での対応では、賄い切れない面があり、現在は目標数から

約10名程度の増加としておりますが、平均年齢が大幅に下がったこともあり、職員給与等は就任当時より、約2億円減っております。

また、人口1万人当たりの職員数は、類似団体と比較しますと本町は約10人少ない状況にあります。御承知のように、人材育成には時間がかかります。ベテラン職員の大量退職の中、最低限の人材の確保を行ってきたというのが私の実感であります。

なお、職員組合からは毎年のように、業務状況に応じた職員の増員、確保に関する要望書が出されております。

こうした財政健全化の取り組みの成果として、平成29年度末には、一般会計の債務残高は58億円となり、平成17年度末と比較して24億円減とし、約3割削減することができました。

積立基金残高においては11億6,000万円となり、6億5,000万円増と、2倍強となっております。財政指標で見ますと、実質公債費比率は、算定を開始した平成18年度決算では22.2%でした。平成29年度決算では12.7%となり、9.5ポイントの減となりました。

将来負担比率では、平成19年度の決算から算定を開始しましたが、平成29年度決算にかけては213.6%から73.7%へと139.9ポイントの減となり大きく改善しております。一方で、財政力指数や経常収支比率では、平成17年度変わっておらず、今後の課題と思っております。

次に、荒廃農地対策ですが、私が町長に就任当時、多くの農家の皆さんから、地域の悩みや問題点について、相談や要望が寄せられました。

その多くが農業生産面での問題ばかりではなく、集落に耕作放棄地や荒廃農地が見られるようになると、自分たちの生活の場としての生活環境や地域の将来さえ、不安になるというようなことでした。

このような中、問題だらけの将来の展望が描けない現在の農業では、できることなら何とかしたいという思いで、少し農業への見方を変えてみよう、行き詰まった農業ではなく、個別経営であって、今後の農業のあり方として、担い手への農地の集約による経営規模の拡大や集落営農への取り組みが重要であり、そのためには、圃場整備が不可欠であると思いました。

そして、国営事業として実施することとなったこの事業の平成29年度までの進捗率は65%となっており、当初、私が思い描いた姿になりつつあります。また、新地域編入の計画変更も本年度中に確定予定であります。計画変更においては、法人の維持発展の農業所得の向上を目指す新たな取り組みである、広域営農支援体制への核となる広域連携法人を創設し、法人への雇用、農業機械のリース、あるいは農業資材の共同購入・農産物の共同販売、アスパラガス等の高収益作物導入に、先進的に取り組むこととなっております。国営事業完成後には、本町の農振農用地において、ほとんどの農地が圃場整備実施済みとなり、各農業法人、担い手への集積が進み、持続可能な地域農業に地域全体で貢献していく仕組みづくりが進むものと思っております。

将来は、攻めの農業を展開しながら、農家・非農家にかかわらず、広域的に支え合う新たな地域コミュニティ組織を生かしながら、地域住民がつながり、支え合うことにより、本来の農業・農村の発展に本事業が寄与するものと確信しております。どうしても長い年数を必要とする事業でありますので、事業途中で退くことになりまして、残念に思いますが、事業が順調に進み、田布施の美しい田園風景が次世代へ変わらず引き継がれていくよう願っております。

次に、安心安全のまちづくりについてですが、さきに述べました、最優先事項として公共施設の耐震化に取り組み、各種ハザードマップ等の作成を行いました。

健康で活力あるまちづくりでは、住民の皆さんが生涯を通じて、食生活や健康増進に取り組む目標となるよう、平成25年に田布施町健康増進計画を策定し、健康づくりに取り組んでまいりました。

がん検診等については、もっと多くの方に受診していただくよう、医療機関での個別受診の開始や、特定の年齢の無料化を行いました。そのほかに成人・妊婦歯科健康診査や特定健康診査の開始、乳児健康診査の拡充等を行うとともに、ウォーキングマップの作成など、運動、スポーツを通じた健康づくりを呼びかけてまいりました。

また、住民の声を行政には、平成22年度から各地域の自治会長さんとの意見交換会を開催するとともに、ホームページ等でも多くの御意見、御提言もいただき、その反映に努めてきたところであります。以上、簡単ではございますが、3期12年、この報告をさせていただくとともに、長い間にわたり、議員の皆さんには、各種団体の皆さん、そして多くの町民の方々にいただきました支援、御協力に対してお礼申し上げます。簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 長い間、田布施のかじ取り、お疲れさまでした。

時間もかなり迫ってきましたんで、職員の増加ということに対して、ちょっと1点と、それから国営圃場整備について、3問程度、質問したいと思います。

148人の職員が126人になり、今は10人程度増えとる状態だよということですが、職員の、単純に人件費を共済費を含めて500万円として、その40年とすると2億円になりますよね。国の事務で予算がついて職員が増えるのであれば、あるいは県の委託事務で予算がついて職員が増えるのであれば、田布施町の財政には負担にならんとと思いますが、例えば、そういうふうなんでなくて、10人程度ふえれば、さっきの計算から言えば、退職金入れればもうちょい増えるかわからんですが、20億円ぐらいの将来に向かっての債務負担行為になるんじゃないかという思いがありますんで、指摘して圃場整備のほうの質問に移りたいと思います。田布施、働く場がないですから、職員が増えるのは、いいことかわかりません。債務負担行為になるようなんで、将来にツケを残すんで、悪いことかわかりませんが、このあたりは自分も判断がつかかねていますので、ここで指摘して圃場整備のほうの問題に移っていきたく思います。圃場整備が完了して、10年後から個人は約1%程度の負担の支払いが始まると聞いております。町の支払いは、いつからで、何年間の支払いとなるのか、現在計画での総額は幾

らで、1年間としては、大体、幾らぐらいの支払いを今後していくように圃場整備についちゃ、なるんでしょうか。概算でいいです。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 国営圃場整備事業の町の負担額についてでございますが5%でございます。今、南周防全体の今回の計画変更で、約260億円になります。そのうち、260億円には、長合にあります事務所の職員の給料とか、全て含めたもので約260億円、実際、田布施町かかってくるのは、その工事費の負担金になります。それは柳井市と約案分しまして、田布施の工事費は約100億円ぐらいです、の5%です。だから5億円ぐらいが田布施町の負担となります。それを町では、今はまだ、財政当局とも詰めてはおりませんが、町では一括して国に返そうと思っております。その5億円については、一般公共債で返そうと考えております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 正確なわかりやすい数字を言ってもらいましたので、ありがとうございました。

町の将来に向けての負担は、現段階では5億円だということもわかりました。

現在、この圃場整備の計画をされている農家は、高齢者の方がほとんどだと思うんです。ほんで、将来その個人の方が支払うようになった場合に、支払い未完了で死亡されるというふうなケースが、将来かなり発生してくるんじゃないかと、そういう懸念があります。その場合、引き継ぐべき次の世代の方が、登記もされず、相続放棄のような状況になった場合に、支払いが滞った場合は、町が個人の支払いを立てかえるような形になるんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 事業後の農家負担のことですか。

○議員（3番 松田規久夫議員） そうです。

○経済課長（向山 智章君） 事業後の農家負担につきましては、今は、事業費の1.24%が農家負担ということになっております。その農家負担で、将来的に相続をとか言われましたが、国営圃場整備、今やっておりますことは、もう相続全部調べて、事業の中で誰が相続するというので、相続登記も打つようにしております。だから、そういう心配はないということでございます。

で、今、平成29年度、本来であれば昨年度で終わる計画でした。それが計画変更等もあり、事業が延びてきておるということで、このまま行きますと、平成39年度か40年度ぐらいにそういう時期がやってまいります。だけど、それまでに、やはりずっと負担金がかからないでずっといくというんでは、自分たちが払うのが、子やら孫に払わすようになるというので、今、事業参加者の人が、土地改良区を中心として、もう換地処分がこれから済んでいく地区があります。そこでは、負担金がある程度の負担金額が出ます。それを積み立てていこうじゃないかというので、土地改良区のほうで、積み立てを行う計画をしております。もしさつき言われ

ましたように、町が負担金を負担するというようなことはありません。もしそうなる場合は、土地改良区が負担します。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 今、向山課長の回答に、固定資産税もそういうふうなことを適用するには、滞納が減るんじゃないかというふうな、いい案を1つ、2つ言われたと思うんですよ。堀川税務課長、ぜひとも何か対策を、いいところは、よその課をまねるような格好で、進めてもらったらと思います。

もう一つは、施設の問題じゃなくて、今度はハードの問題じゃなくてソフトの問題になると思うんですが、29年度の決算の参考資料の中に、1次産業従事者の5年間の推移が載ったんですよ。数字を言いますと、平成22年が、1次産業従事者が495人、5年後の平成27年は365人で、5年間で130人減少しています。この減少は、私考えるのは、農業従事者が、ほとんどを占めるんじゃないかというふうな思いがあるんですが、具体的な数字がわかれば教えてください。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） ちょっと具体的な数字はわからないんですが、農業従事者、高齢化、もう農業ができない、後継者がいないということで、実際どんどん、これ全国的な問題ではございますが、減っております。でも、面積的につくる面積については、横ばいと言いますか、なっております。これはやっぱり、今まで50人でつくっていったところを1つの法人がつくるとか、だから農業従事者自体は、50人でやっていたところが1つになるというふうな格好で、減っておりますが、農業やっております面積等については、今、横ばいの状況でございます。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） 今、町内であちこちで土地改良を、農地の改良がされているんですが、将来の担い手が育たなくて、いわば従事者が減っても、その従事者が多くの面積を耕すと言ったらいいんですか、受け持つと言ったらいいんですか、するから現状は問題なんかわからんですが、将来的には、もっともっと農業従事者が減っていった場合、せつかくきれいにした、土地改良された土地も、担い手がいないんで耕作放棄地になるんじゃないかというふうな、私は心配があるんですが、担い手を養成するような計画はあるんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 今、議員が言われるとおりで、本当に農業担い手が不足しております。そういうことで、圃場整備をやって大規模経営ができるように、法人等を設立してやっております。その中には新規で入ってこられる方、農大から入ってこられる方等も受け入れておりますし、また町長も答弁で言いましたように、広域連携法人、これもつくっております。法人間連携で人の行き来までやる、物を買うことから全てを一緒にやろうじゃないかということでやる。その中で、やっぱり減らさないようにするためには、もうかる農業、これがあれば絶対減りません。もうからないから個別経営だめなんです。だから、これからは高収益作物、

もうかる農業にシフトを切りながら、やっぱり農地も守っていかなければならない、施設園芸であれば、やっぱりイチジクのハウスやるという、物すごい人間も要りますし、そうすると、またほかの農地が、何百ヘクタール田布施町農地を誰がやるんだ、全部ハウスになればというのは到底無理ですから、やっぱり面的農業は面的農業で、きちんと法人さんに残しながら、その中に高収益作物で、もうかる仕組みをつくっていかうじゃないかというのが、連携法人で今から進めていこうとしていることで、これについては、町といたしましても、アスパラガス、イチジク、イチゴ等、十分そういう施設について、これから補助、応援をしていきたいと考えております。

○議長（清神 清議員） 松田議員。

○議員（3番 松田規久夫議員） ありがとうございます。10分前の出ましたんで、自分の持ち時間はまだ多少ありますが、議長が言われてますんで、昼も皆さんありますから、このあたりで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（清神 清議員） 以上で、松田議員の質問を終わります。

.....

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 私は、通告のとおり3件の質問を行います。質問方式は一問一答でお願いします。

質問事項1は、介護職員の不足についてです。答弁者は町長でお願いします。それでは質問をいたします。

全国の2016年度時点の介護職員は約190万人。厚生労働省の推計では、団塊の世代が全員75歳以上になる2025年度には、約55万人増の245万人が必要で、対策を急がないと全国で33万7,000人が不足する。2025年度に必要とされる介護職員数に対して、確保できる見込み数の割合（充足率）の全国平均は86.2%で、100%確保できるとした都道府県はなかった。山口県は88.8%で3,709人不足すると推計されている。担い手が適切に確保できないと、高齢者が十分な介護サービスを受けられない事態が発生する。そこで、次のことをお尋ねします。

1、全国的に介護職員は慢性的な人手不足である。本町の介護職員の現在の必要数、充足率は。 2、本町の介護職員の2025年度の必要数、充足率の見通しは。 3、介護職員の不足に対応するため、どのような対策をしているか。 4、現在の介護施設の入居待ちの期間はどのくらいなのか。

以上、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えします。

質問の1点目と2点目は、現在と2025年度の本町の介護職員の必要数と充足率についてであります。

介護サービス事業については、広域的な利用を考え、サービスの種類ごとに設置するもので、地域密着型サービスの事業所を除き、都道府県が事業所の設置指定を行っています。

本町の場合は、県と柳井圏域市町の利用見込みの推計や施設設置等について協議を重ね、県がやまぐち高齢者プランを策定し、人材の養成や確保に努めています。

このため、事業所は利用対象者の市町エリアもさまざまであり、定員に対する田布施町の枠などの設定はありませんので、町の充足率を求めることはできませんが、町のサービス受給者数に配置率を掛けて求めた職員の必要見込み数については、平成30年度が441名、2025年度が457名であります。充足率につきましては、利用定員に対する基準を満たさなければなりません。余剰人員の確保は経営を圧迫することになるため、適切にサービスが行える必要最低限に抑えているものと考えております。

しかし、これまでサービスを利用したくてもできなかったといった相談等はございませんので、必要数は確保できており、充足していると考えております。

3点目は、介護職員の不足に対応するための対策についてのお尋ねです。

県の施策としましては、介護福祉士養成施設の学生に対する奨学資金の貸し付けや、事業所におけるインターンシップの実施や就業フェア等への支援実施など、また、離職者に対する届け出システムによる事業所とのマッチング等、このほかにも人材育成や労働環境の改善等に力を入れ、人材確保を図ることとしており、町もこれらに協力していくこととしています。

介護職員確保の実情について町内の施設等に聞いてみましたが、不足傾向にあり、確保に苦慮されているところでもありました。

国は、研修等の簡素化などによる担い手の確保等を実施するとともに、賃金水準の向上を図るなど、介護従事者の処遇改善に取り組んでいますが、若い世代の減少等により、より一層、介護職員の不足が見込まれるため、近隣市町等と広域的に対応策を検討していく必要があると考えております。

4点目は、介護施設の入居待ちの期間についてのお尋ねです。

町内の施設では、特別養護老人ホームは定員が73名で、8月末の待機者が76名となっています。待機者の中には、今は入所要件に該当されない方や、ほかの施設と重複して申し込まれている方、既にほかの施設に入所された方などが含まれており、入所は介護度が高い人が優先されますので、早い場合は数カ月で入所が可能ということもありますが、しばらくあきが出ないこともあり、入所待ちの期間は変動的であります。

また、認知症の人を対象とするグループホームは町内に2施設あり、定員はいずれも18名で、8月末の待機者数は8名と4名と聞いております。

介護職員の確保や施設等については、ピーク時の不足も課題となっておりますが、ピーク終了後の余剰人員等についても簡単に解雇するわけにはいきませんので、長期的な見通しが必要となります。本町としましては、ピークの波を少しでも抑えることができるよう、介護予防に力を入れております。町内8会場の、毎週「いきいき百歳体操」を開催しております。サービス利用者が減ることで、介護職員不足の解消につなげていきたいと考えております。

また、介護職員による高齢者の生活支援の中には、地域のボランティア等で対応できるものや、地域活動等の資源を上手に活用することにより、介護サービスのかわりになるようなものもあります。このようなものを有効活用するため、本年度より生活支援コーディネーターを配置し、高齢者への生活支援体制の整備を進めております。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 介護職員数は、大体足りていると。これは全国よりいいということですが、それはそれとして、実際的にはなかなか足りていないのが現実だろうと思います。そのあたりは、そこの経営者のいろんな考えもございましょうから、それはそれとして。

本年度から、介護保険料は基準額で1万3,640円高くなっております。先般も盆踊りへ行くと、「瀬石さん、保険料が物すごい高くなったね」と、「そりゃそうですね、1万3,640円、年間で上がったんじゃないから」ちゅうと、「そうでしょう」というようなことで、保険料は今のようによく確保されたということでございます。

しかし、特別養護老人ホーム等の入居は、さきのように、数カ月あるいは1年待たなきゃいけないというようなことが起きているわけですけど、その入居待機時間が長くなるちゅうのは、どういうことであるんですか、その辺をちょっとお聞きしたいと。

○議長（清神 清議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 田布施町の場合は、全国的に都会などは、もう何年待ちとかいう状態ではありますが、田布施町では1年以内、数カ月とか半年で、大体、順番が回ってきているような感じになります。しかし、期間が変動的というのは、待機者、次の人が入るためには、前の人が入院とか亡くなったりとか、こういったことによりあきが出て、次の人が入るようになりますので、この入院とか死亡の期間っていうのは人によってそれぞれ違いますので、どうしても変動的にはなってしまいます。

以上です。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 現実的に、待ちが出るちゅうことですね。公共施設の場合、特別養護老人ホームは待機時間が長い、介護老人保健施設は長い場合も、介護療養型医療施設は長い場合もと、公共型の施設にとっては、大体待ち時間が長いと。そういうことは、入るところが少ないんですか、ベッド数が少ないというか。そのあたりをちょっと、さっき聞いたつもりなんですが。

○議長（清神 清議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 施設としましても、あきベッドを置いておくと、どうしても経営を圧迫するようになりますので、どうしても多い時期や少ない時期等ありまして、少ないときに、あきが余り出ないような程度で確保はしていると思います。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 保険料は、ちゃんと住民から取りよる。年間、年金生活

者がほとんどなんです、役場に保険料を払う人はね。これが1万3,640円も高くなっちゃる。そうして入ろうかと思ったら、なかなか入れん。私の父もそうじゃったんですが、脳梗塞で倒れて待ちよる間に、うちの家らは古い家じゃから冬は寒い。そのうち、待ちよる間に亡くなったというようなことになって、課長が言うみたいに単純に物事が解決、そう簡単に。ベッド数があいちよりゃあ経営に負担をかけると、その辺はどうか町も、そういうことにはあいちよったら補助するとか考えて、住民の福祉向上に努めんやいけんのじゃないですか、その辺を。

○議長（清神 清議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 介護保険に関しましては、国の負担割合、県の負担割合、町の負担割合というのが、もう法で定められておりますので、町の独自の補助というのはいけません。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） そういうことで、住民が保険料を上げるだけじゃなしに、町でも考えることは、特にこれからしていただきたい。施設にも、そりゃあベッド数だけというような形では補助も出しにくいかもわからないけど、いろんな施設の管理運営費として、少々知恵を出したらできるはずですよ。そんなに簡単に考えずに、田布施町民が介護サービスが受けられるように。そりゃあ施設全体の運営費をちょっとでも出してあげりゃあいいじゃないですか。ベッド数に対しては補助がないと言われるんなら、町として。

○議長（清神 清議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 先ほど言いましたが、法で、町の負担、国の負担、県の負担というのが、パーセントが定められておりますので、それ以上の補助というのはいけません。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 施設を町が、少しこの辺をどうにかするからちゅう、そういうのを見るちゅうことはできんですか。そういう施設整備とか、その周りの広い土地を管理すれば、いろいろ経費が要るから、その辺は町が少しは見てあげようとかいうこと、そういうことはできんのんですか。そりゃ、医療費、介護保険はびしっと決まっちゃるですいね、国が23%とか、ちゃんと決まっちゃる。そういうことを私は言うちよるんじゃないわけですがね。

○議長（清神 清議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 施設の運営に関しまして、駐車場が足りないところとかにつきましては、ちょっと駐車場の確保に協力してあげたりとか、そういったこともやっております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） そういうことをサポートしてあげて、あんまり待ち時間が無いようにしてあげるちゅう。本当、家で倒れて、自分のこと言ったら変なんですけど、なかなか、待ちよる。待ちよる間じゃ寒くなる。寒うなったら、やっぱり家じゃったら逝ってしもう

たちゅうような形になるんで、ひとつよろしくお願いいたします。

それと県も、今年から福祉の仕事、インターンシップというものを創設しました。インターンシップ、学生ら集めて。そしてもう一つ、人材育成に積極的に取り組む介護事業所を県が認定する「やまぐち働きやすい介護職場宣言」制度により、これを活用すると宣言事業所書、それを受けたところはリーフレットやり何やりつくって、介護福祉養成施設とか、そして高等学校なんか配布してくれるんです。こういうところへこういう施設があつて、皆さん、この職場がありますよとか、そういうので県と連携をされて、現にこの事業を知っておられるかどうか、今年から県がやると言っているんですから、もう進んでいるはずです。こういうのは、特に事業所も参加されて、いろいろ学校とか養成所にパンフレットでも出してもらえれば、1人でも介護職員。さっき言われたように、介護職員は、なかなか手がないということは言われたんで、その辺の連携はどのようにされておりますか。

○議長（清神 清議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 県とは、会議や電話等で連携をとって、職員の確保に努めております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） そういうことで、ひとつ県とも連携して、田布施にもこういう職場があるんだとか、いろんなのを宣伝してくれる、それもございますんで、そのように。

これから高齢者がずんずんふえてきます。そういうことで介護サービスが受けられるように、家で診るといふのも、冷暖房も、なかなか家では思い切って使えんし、大変でございます。そういうことでよろしくお願いいたします。

それでは次に、2番目の質問に移らせていただきます。

それでは、2点目の質問を行います。質問事項は、中学校運動会とふれあいクリーン作戦についてでございます。答弁者は教育長でお願いします。

質問要旨は、毎年9月の第2日曜日に中学校の運動会とふれあいクリーン作戦が実施されるが、日にちが重なり、どちらかに参加できないと苦情がある。奇数月の第2日曜日をふれあいクリーン作戦の日として、ふれあい活動が進められているが、不参加の場合は1,000円から2,000円の不参加料が徴収される地域もあり、どちらの出席を優先させようかと、毎年、町民は悩んでいる。

この2つの行事は同じ教育委員会の所管事項であるため、部内調整で済むことであり、日にちが重ならないように早急に対応してほしい。町民が苦痛な思いや肩身の狭い思いをされている。そこで、教育長に次の3点についてお尋ねします。

1、中学校の運動会とふれあいクリーン作戦は同じ教育委員会所管の行事である。日程の調整をしては。2、予算等も伴わず、町民の切実な希望がかなえられる事案なので、ぜひ改善をされては。3、この夏は、命にかかわる猛暑と言われた。9月上旬の運動会は残暑も厳しい時期である。日程の変更も必要と思うが、お考えは。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。それでは、1点目と2点目について、まとめてお答えをしたいと思います。

一般的に、本町におきまして「クリーン作戦」と呼ばれているものは、毎年5月の第2日曜日に実施している「町内一斉清掃」でありまして、町が実施主体となって全町を挙げて取り組んでおるのは、御案内のとおりです。

このため、社会教育課に事務局がある田布施町青少年健全育成町民会議の事業の一つである「ふれあいクリーン作戦」と混同される方もたくさんいらっしゃっており、住民の皆さんもわかりにくい事業になっていると思っております。御承知のとおり、田布施町青少年健全育成町民会議では、昭和60年代から平成初頭にかけて、「たくましいたぶせっ子を育てる運動」の一環として、奇数月の第2日曜日を「ふれあい活動・クリーン作戦の日」として、清掃活動を中心としたふれあい活動を進めてきた流れを、そのまま引き継いできた面があります。

本来、この活動の趣旨は、親子が、子供会や婦人会、老人クラブなど地域の人々と清掃活動などのふれあい活動を通して連帯感を深め、美しいまちづくりにも貢献しようと呼びかけてきたものであります。活動については、それぞれの地域で、地域の実情に合わせて行うものであり、各地域での自主的な活動をお願いしているもので、5月の町内一斉清掃以外の奇数月に、自治体や班の活動として続けておられるところもたくさんあります。ただ、残念なことに、子供たちの姿が見える地域が少ないのが現状となっております。

これらのことを踏まえて、現在実施している青少年健全育成町民会議のふれあい活動、いわゆる5月の一斉清掃以外の奇数月の「ふれあい活動・クリーン作戦の日」の運動については、名称等の取り扱いを含め再検討してまいりたいと考えており、青少年健全育成町民会議の運営委員会の皆さんの意見を聞いて対応を進めてまいりたいと思っております。

次に、3点目の中学校の運動会についてお答えします。

学校の運動会の実施につきましては、学校側が児童生徒や保護者と協議しながら決めておりますが、本町におきましては、中学校は9月の第2日曜日、小学校は9月の第3日曜日で、西小については第3土曜日に実施しているのが実情です。運動会の開催時期につきましてはいろいろ論議されておりますが、本町の学校側としましては、年間の日程を考えると、現状の日取りで実施するのが一番よいとのこと。本教育委員会としましては、こうした問題については、あくまで学校の考え方や意見を尊重してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今の、ふれあいクリーン作戦と運動会が重なるということですが、ふれあいクリーン作戦は、県は、これは第3週目に行っているわけ。そういうことで町民会議と再検討するということなので、ひとつよろしく。住民があんまり、重なるというのは、どっちに行こうかと悩んで、行かんに行かん、部落のほうで肩身の狭い思いをするということなので、ひとつよろしく願いいたします。

そのあたりでクリーン作戦のほうは会議にかけなくてはわからないと思いますが、大体思いとしては、重ならないようにとか、この月は飛ばすとか、そのあたりを提案をどのように考えておられるか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 5月の奇数月につきましては、これは町一斉ですからやりますが、ほかの奇数月について、さも町が全体でやらなきゃいけないというような誤解があると思います。本来はそういう奇数月の日については、子供たちを交えて、いろんなふれあい活動をしてほしいという意味でしたが、掃除をすることという認識だけが残って、それも強制的にやってお金まで取るというような自治体があるということは、大きな認識があると思いますので、この辺は、もう一回、運営委員会等でお話をしながら、例えば9月の運動会の日であれば、これは町や班が、私のいる鳥越は、9月は班になっております。班長が決める、あくまでも区ではありません。班長が決めることになっていきますので、中学校の運動会が第2日曜日で変えられない状況があるということは、もう現実の問題ですから、そういうことであれば、9月はもうやらないというようなことでいくというようなこと等も含めて、また自治会長さん、あるいは班長さんにできるだけそういったことの考え方、捉え方を周知していかなければならないと思っておりますし、あくまでも運営委員会でいろんな意見をいただきながら、また教育委員会、特に社会教育課のほう、あるいは青少年健全育成町民会議と協議しながら考えていきたいというふうに思いますが、今、議員がおっしゃいますように負担感が大変多いようですし誤解もありますので、その辺はホームページ等も含めて、解いていく必要があるかなと。

あくまでも、子供たちを交えたふれあい活動ということが趣旨ですから、それが今、非常に薄れている以上は、この事業についてはかなり問題があるなというふうに個人としては考えておりますので、再検討したいと思えます。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） よろしく願いいたします。私のところを言ったらなんなんですけど、皆、年寄りばかり、リタイヤした人ばかりが集まって掃除をするというような形なんで、その辺も。もしくは、これも悪い事業じゃないんで、出るんなら、もう子供さんも出てもらって、本来の姿に戻す。そして戻せないのなら、地域でその時期等も決められて自主的にやられるようにされるか、ひとつ英知を絞っていただきたいとこのように思います。

それでは、続きまして、次に3点目の質問を行います。質問事項は、通学かばんについてです。引き続き、答弁者は教育長でお願いします。

質問要旨は、今年の3月定例議会で中学生の通学かばんが重過ぎる、どうにかならないかと一般質問をしたが、その後の対応はどのようになっているか。

保護者から、「10キロの荷物を持って、2キロ歩いてみて」と苦情があったので、荷物を持って私が歩いたが、10キロの荷物は重く、2キロの徒歩はさすがに遠くつらく、常識的ではなかった。徒歩通学の生徒は、通学かばんと補助かばん（ナップサック）を合わせて10キロ以上の大変重い荷物を、最長で毎日4キロメートルを持ち歩くこととなる。整形外科医は、

「成長段階の骨は弾力性があり、重過ぎるものを持つと姿勢に影響を与えやすい」と指摘している。

また、小学校の母子2,000組を調査したところ、首などに何らかの痛みを訴える子供が約3割いたという。子供の成長への影響が心配、少しでも軽くできないかと保護者は案じている。生徒は重くてつらいと言っている。そこで教育長に、次のことをお尋ねします。

1、新学期になり、勉強道具等の荷物はどのくらい軽くなったか。2、自転車置き場は生徒の減少で十分余裕があると答弁をされたが、希望者全員に自転車通学を許可されては。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、引き続きまして中学校の通学かばんについての御質問にお答えします。

1点目の、新学期になり、勉強道具等の荷物はどのくらい軽くなったか等の御質問についてお答えします。

児童生徒のランドセルやかばんが重過ぎるという意見は、ゆとり教育が見直され、授業時数が増加に転じた平成23年度以降、各教科書への記載内容が増えることで教科書の厚みが増し、加えて各教科書が写真や図版等を多用するため、厚い上質紙を使用することで、一層重みのある教科書になってまいりました。そして、このたびの教科書採択においても、さらに学習内容が増加したこともあり、どの教科書も一層重くなっており、さきの教科書採択におきましては、教科書の内容だけでなく教科書の大きさや重さまで審議の対象になるといった状況になっております。

3月議会でもお答えしましたように、小中学生に対してはこうした重過ぎるランドセルやかばんに対し、十分配慮した取り扱いをするよう指導したところです。どのくらい軽くなったかという点につきましては、数量的にまだ調査していませんので何とも言えませんが、機会があれば児童生徒にアンケート調査等を行って、実態を把握するのも一つの手かと思っております、学校側に提案し実現できるようにしたいと思っております。

次に、2点目の希望者全員に自転車通学を許可できないかという御質問についてお答えします。

この点につきましても、3月議会の御質問に対して申し上げましたように、学校側が生徒や保護者と種々の条件を勘案しながら協議して決めていく問題であると思っております。例えば、小学生は大方の児童が2キロ程度未満ということもあり、徒歩通学をしております。自動車で送り迎えされるような保護者は、小学生ではいらっしゃいません。しかし、中学生になったら全員が自転車で登校できるとなると、小学校としては通学に対する対応に苦慮することとなります。中学校としては、徒歩で登校できる範囲であれば、あくまで徒歩で通学してほしいと考えております。ただし、こうした問題についてはケース・バイ・ケースで対応したいと中学校側も考えておりますので、荷物が重くなるような場合は遠慮なく相談してほしいと思っております。この問題につきましては、9月3日、「文部科学省が重いランドセルを「置き勉」で改善へ」

という見出しで、通学時のランドセルやかばん等の荷物の負担軽減について検討するよう、全国の教育委員会に通知する旨の方針が出されました。

本町におきましても、通知を受けて学校側と協議しながら、極度の苦痛を感じることがないように、再度、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） この3点目の質問ですが、通学かばんが重過ぎるということで質問しましたら、この通告書を出した、その2、3日後ですか、もうこれが訂正ができないとき、この新聞報道を見まして。ランドセルが重いということで、小中学生が通学するときの荷物の重さを懸念する声が出る中、文部科学省は6日、全国の教育委員会などに対し、重量などを配慮するよう求める通知を出したと。子供の発育状況や通学環境に合わせ、学校側の工夫を促す狙いがある。全国では既に、宿題に使わない教科書を学校に置いて帰る「置き勉」を認めたり、特定の日に持ち物が偏らないように、数日に分けて持ってくるよう指導したりしている学校がある。通知ではこうした取り組みを紹介し、必要に応じ適切な配慮を求めると、このようになっております。

そして、インターネットで見るとここまで書いてあるんで。学校で栽培した朝顔などを持ち帰らせる場合など、保護者が持ち運ぶといった工夫を例示する方向で調整していると。そういう通達を出すということでしょうね。このように、きめ細かく、国のほうでは例示まで出して、今の通学かばんが重いというものに取り組もうとしているということでございますので、さっき教育長がおっしゃいましたようにアンケートをして、とにかく調査をしてほしいと。

そしてもう一つあるんですが、子供に、先生に直接言えというのは、なかなか難しい。そりゃ私も聞いたんです。先生に直接言ったという子もおったり、親もおったんですが、そりゃあ、なかなか先生には言いにくい。やっぱり学校のほうが配慮して、ある程度こうするとかでない、先生が言うたらお母さんが困るから、そういうわがまま言うとか言われたちゅう子もおるわけだ。それを聞いたら、お母さん、がっくりきたと。その辺の配慮もあるんで、とにかく前に進んでいただきたいということで、この文部科学省の一番偉い人は、殿は山口県の人で、家老も山口県じゃから、ぜひこれを守ってやってもらいたいと思うんで、その辺の意気込みをひとつよろしく。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今、答弁では、文科省の通知が来るということがありましたが、早速、聞きに参りました。きょう、手元に持っておりますが、9月6日付で「児童生徒の携行品に係る配慮について」ということで初等中等局の教育課程課から入っておりますがまだこれはしっかり分析して、県教委等とも連携してからやっていく必要があると思っております。

私が思っているのは、今議員がおっしゃいましたように、保護者等とも連携してという言葉が一番先に出ております。あとは、今議員が言われたような発達段階、学習必要上とか通学上の負担とかいう言葉が述べられて、具体的例も出ております。この保護者等と連携してという

のが、今まではなかった項目なので、御存じのように日本以外はほとんど、登下校については保護者が責任を持って学校に連れて来るということが基本で、日本だけが登下校を学校に任せているという状況なんです。今後、今議員が触れられましたように、登下校について、大きい荷物については保護者が協力して、いわゆる一緒に来るとかそういうことも含めているかということも考えながら、また精査しながらやっていきたいと思えます。

重い荷物は保護者と一緒に持って来てもええということになると、これ非常に子供たちの負担感は減ると思いますが、中学は、いつか指摘がありましたように、車で保護者が、急ぐときには連れて来るといふようなことで非常に苦情もありますんで、そういった面もありますが、こういった国の見解が出たということになると、その辺の言葉の意味も含めて検討して、今議員が心配していただいているように、子供たちの大きな心身にかかわるような負担感にならないように、今度は通知が来ておりますので、正面から取り組んでいきたいというふうを考えております。

また、子供たちとのそういった負担感も調査しながら、現状を見てまいりたいと思えます。いましばらくお待ちいただけたらと思えます。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 答弁、どうもありがとうございました。文部科学大臣も山口県の人でございますので、積極的に取り組んでいただきたいと、これを見られて、これ以上のことを理解されて、偉い人が言っておられるんで。

以上で質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（清神 清議員） 以上で、瀬石議員の質問を終わります。

○議長（清神 清議員） ただいまの時刻は11時56分でございます。ちょうどいい時間になりました。これより暫時休憩に移りたいと思えます。再開は13時30分です。

では、暫時休憩します。

午前11時56分休憩

午後 1時30分再開

○議長（清神 清議員） それでは、休憩を取り消し、一般質問を続けます。

次に、竹谷和彦議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） それでは、私からの質問を1問させていただきます。一問一答方式で、答弁者は尾崎教育長、よろしくお願いします。

質問事項です。田布施中学校の天体望遠鏡の維持管理について質問させていただきます。

平成6年9月に新校舎が完成し、立派な天体観測ドームが始動した。以後24年経過し、現在では天体の自動導入システムも壊れて使えず、年5回から6回開催の田布施町天文同好会主催の観望会では、手作業で望遠鏡を操作をしている状態である。

そこで質問します。天体施設のメンテナンスの計画はどのようになっているのか。また、望

遠鏡のコンピューターや自動導入のソフトウェアを導入する予定はないのかということです。

それから、2番で、中学生が在学中の3年間に授業でドームに上がることはほとんどないそうだが、今後、天体ドーム施設を学校教育にどのように有効活用していくのかをお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、1点目の田布施中学校の天体望遠鏡の維持管理についてからお答えします。

平成29年の3月の議会でお答えいたしましたように、中学校の天体観察ドームの施設については、町民の生涯学習施設として整備されたものでありまして、学校の授業で使用することはありませんが、現在も田布施町天文同好会の主宰による天文教室等で年間5回程度使用しております。

天体観察ドームの施設のメンテナンスについては、町として当初から実施しておらず、田布施町天文同好会の御好意により実施していただいている状況です。

また、自動導入システム、いわゆる星の自動追尾システムについては、壊れているのではなく、コンピューターを含めてシステムの構造が古いために、扱うためには一定の知識が必要ですが、機能そのものについては当初と同様に機能していることを常に確認をしております。

町では、以前、誰でも使えるようにコンピューター及びシステムの更新を検討した経緯がありますが、経費が100万円程度必要であり、予想と比べて高額であったため更新に至らず、そのままの状態になっております。

今後の対応につきましては、利用頻度や整備による利用効果等を総合的に判断し、整備の必要性が高いようであれば、必要経費等を再度調査しながら、整備について考えていきたいと考えております。

2点目の、学校等での天体観察ドームの施設の有効活用についての御質問にお答えします。

平素の事業において、天体観察ドームの施設の天体望遠鏡をどの程度活用できるか聞き取りを行った結果、学校側から、2つの理由から授業としての利用は難しいとのことでした。

1つ目の理由としては、天体観察という学習の性格上、利用する時間帯が主に夜間から深夜であるため、実際に望遠鏡を使用して授業は不可能であり使用できないという点です。

2つ目の理由としては、施設のスペースの問題や望遠鏡の台数の関係からも、30人以上在籍するクラス単位の利用は難しいということです。

こうしたことから、学校の教育活動として利用することは困難ですが、せつかくの施設でありますので、今後とも有効に活用していく必要があるとは思っております。

現在、主に利用していただいております田布施町天文同好会や天体に詳しい町内の方々から御意見をいただきながら、天体観察ドームの施設の有効活用について、今後検討していきたいと考えております。

また、小中学生の天体観察ドームの施設の利用につきましては、社会教育課主催で田布施町天文同好会の御指導によって行われておる「地域協育ネット推進事業・ふるさと田布施の星も

よう」9回シリーズの中で親子で参加していただいておりますけど、より多くの小中学生とその保護者に利用していただきたいと思っておりますし、そういった啓発はしていきたいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） ありがとうございます。

実は昨日、私、柳井市の教育委員会に行っていました。柳井市には星の見える丘工房というのがありまして、田布施町と同じように天文施設がございます。そこで、こちらは平成17年から約11年間やっておりますが、こちらのドームは、やはり本町と同じように直径が15センチの屈折望遠鏡がございます。こちらは天体用冷却CCDカメラ2台、それからビデオカメラもありまして、パソコンによる天体の自動導入追尾等ができますと、こういうふうに資料もつくっています。

ただ、本町は、こういうことは、今できないような状況、とてもじゃないけど使い物にならないです。はっきり言って、もう24年ぐらい前の機械ですから、そのコンピューターが、今通用するわけがないんで、その辺も含めて、ぜひ一度見直していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今、答弁させていただきましたように、費用対効果ということが一番と思います。もちろん、直して使える最新の、今言われたように追尾できるような新しいパソコンでやればいいと思いますが、何分、先ほど町長のほうからも答弁がありましたが、いろんな機用がありまして、田布施の場合は先立つもの、ぜひ必要なものから予算を使っていかなきゃいけないということを考えると、教育についても、今、急がなければならない、先ほど申し上げましたように、いろんな問題もありまして、その辺を勘案しながらやっていきたいと思っております。今、議員さんが言われるように、じゃあ、ぜひ、やりますということは、ちょっと今できない状況ですんで、今、申し上げましたように今後の課題として、そういった余裕とか、また国、色んなそういったものの、多少なりとも支援ができるようなものがあれば考えていきたいと思っておりますが、今のところはできる範囲内でやりたいと思っておりますし、同好会の方々と、またお願いしながらできる範囲でやっていくしかないかなというふうに思っております。

○議長（清神 清議員） 竹谷議員。

○議員（12番 竹谷 和彦議員） 本町が、田布施町天文同好会の、愛甲さんが会長さんのほうに一任しているという形のようなのですが、きのう、柳井の教育委員会の方に聞いたら、光学機器ですから、要するにカビとかに弱いんで、レンズがかびたらいかん。だから、晴れた日なんかは教育委員会の方が行って、そのレンズを拭いているの。もとは業者に頼んでおっただけでも、今は教育委員会のほうが行って、ちゃんとメンテナンスをしているというふうにおっしゃったんですが、果たして役場の方で、そういう望遠鏡の機器のメンテとかそういったことに関心があるとか、興味のある方はいらっしゃいますか。

- 議長（清神 清議員） 長合学校教育課長。
- 学校教育課長（長合 保典君） 役場の職員で、そういったものに長けている職員がいるかどうかについては、ちょっと把握しておりません。
- 議長（清神 清議員） 竹谷議員。
- 議員（12番 竹谷 和彦議員） 田布施町の施設ですから、ひとつ天文同好会にもう任せているから、管理はそちらでというんじゃないくて。実際、電車に乗っていてもすごく目立つところにドームがあるわけですから、それがきちんとしていないわけですよ。町民としても非常に残念なので、100万円ぐらいかかるという話ではありますけれども、ぜひ、その辺も考慮していただけないですか。
- 議長（清神 清議員） 尾崎教育長。
- 教育長（尾崎 龍彦君） 議員さんが一生懸命、そういった学校のPTAの会長もしていただきまして、終始いただきましたんで。掃除したりレンズを拭いたりというようなことは、ちょっとまた課の中でも検討して、できるだけきれいな状態でやっていきたいと思っておりますし、そういったメンテナンスのいわゆるこれからの、新しいのに切りかえるとかちゅうことは、また検討させていただきます。
- 議長（清神 清議員） 竹谷議員。
- 議員（12番 竹谷 和彦議員） お願いしたいのは、望遠鏡に対する町民としての愛というか、そういう気持ちを持ってほしいわけですよ。あれはドームにしても手動ですから、あれ使わんとおったらさびますし、ちょっとグリースを差したり、油を差して、時々見るだけでも長持ちしますので、その辺でひとつ気持ちを、愛を持っていただきたいということで、私の質問を終わります。ありがとうございました。
- 議長（清神 清議員） 以上で、竹谷議員の質問を終わります。

.....

- 議長（清神 清議員） 最後に、國本悦郎議員。
- 議員（5番 國本 悦郎議員） 2問質問いたしますが、いずれも一問一答方式でお願いします。

まず、質問事項の1は自然災害についてです。答弁者は長信町長にお願いします。

質問に先立ち、さきの西日本豪雨及び台風21号、そして北海道地震で亡くなられた方の御冥福をお祈りしまして、質問に入らせていただきます。

さきの西日本豪雨及び台風21号、北海道の地震と、7月以来、立て続けに、いずれも想定をはるかに超えたと思えるような甚大な被害が出ています。西日本豪雨では、特に避難勧告や避難指示が出ていたにもかかわらず、避難できなかった人たちの人的被害も相当な数に上っています。広島では4年前にも甚大な被害が出ており、その教訓が生かされなかったのはなぜだろうかと思っています。

田布施町では、他の自治体の被害と比べると人的な被害はありませんでしたが、それでも崖崩れなどで概算6,000万円の被害が出ています。JRが今開通しておりますが、9月の8

日まで柳井一徳山間で当分不通になったことで、田布施駅にとまる列車はなく、その影響は学生や通勤者ばかりでなく、そこを利用する人たちが潤っていた駅前のタクシー会社や商売する店にも影響が大きかったと聞いています。

今年、麻里府地区浜城に田布施南地域防災センターが設置されました。名目上は防災センターと言っていますが、県が周防大島町に建設した防災センターとは規模と内容からいっても段違いで、オラレ建設のために実質上は浜城の集会所が移設されたと言ってもいいかもしれません。田布施町南防災センターの場所について、車で通るとき、下からも上からも立ち木が邪魔したり、入り口に看板設置がないため、麻里府地区の住民にはわかりづらいとの声があります。オラレの案内表示は米出と浜城の交差点にあります。米出には「230メートル先を左折」、浜城の交差点には「180メートル先を右折」と書いてあり、入り口にも案内板が設置されています。

これまで保存用にハザードマップ、土砂災害、津波・高潮。土砂災害は30年に出ています。津波・高潮は27年の3月末に出ています。それが配付されたり、新しく田布施南地域防災センターが設置されましたので、麻郷・麻里府地区住民に避難行動などとともに、防災センター入りの地図が回覧されています。また、麻里府地区では自主防災組織がありますので、独自の取り組みもしております私の住む麻里府地区中郷では、以前、豪雨のときに桜川が何回となく氾濫したことがあります。その原因が、川の真ん中に橋桁があるために流木が引っかかり、川の水がオーバーフローしたからだ聞いています。そういった橋が2橋あるうち、1橋は流され、県が新たに中央に橋桁のない橋を設置しております。残りの中央に橋桁がある1橋は今や老朽化し、しかも、昨今の豪雨の被害を聞くたびに住民の不安が増えています。自然災害により被災したときにはどうしたらいいのか。ネットで調べることができる人もいますが、その後、罹災証明書発行とかの手続きが要り、どうしたらいいのか、私を含めてほとんどの人が知らないのが現状です。異常気象や地震により、これからまだまだ自然災害についての備えや災害時の行動、被災したときの対処など、町民に周知する必要があります。そこで、4点について質問します。

1つ、避難準備、避難勧告、避難指示と変わっていく中で、今年の西日本豪雨の教訓に学び、これまでの田布施町での避難実績から住民避難の徹底は図られているのでしょうか。2つ目に、田布施南防災センターの場所について、そこを利用したい住民にはわかりづらいとの声があります。先ほど説明しました。それで住民の避難行動がスムーズに行えるのでしょうか。3つ目に、桜川には現在も、先ほど説明しましたように中央に橋桁があり、老朽化している橋は現在も使用されています。住民の不安が増えています。改修を県に要請できませんか。4番目に、幾ら対策をとったとしても被害をゼロにすることはできません。もし、自然災害の被害に遭ったときに、どう住民は対処し、罹災証明を発行してもらったらいいのか、その手順が住民に周知されているのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

1点目は、西日本豪雨の教訓に学び、これまでの避難実績から住民避難の徹底は図られているかとお尋ねであります。

自然災害はさまざまな要因が複雑に影響し、常に変化しています。7月の西日本豪雨では、気象庁が発表する防災気象情報と自治体の避難情報との連携なども含め、検証されています。検証結果では、避難せずに被災する人が多く、また、災害時要援護者は避難先の生活を考慮して避難を断念される場合など、避難に対するさまざまな課題が指摘されています。避難行動では、住んでいる場所や家族の状況により一人一人が異なります。さまざまな状況や情報から、みずからの危険を判断し、避難住民等による声かけなどを行って、早目に避難することが大切なことと思っています。特に、自宅が浸水や土砂災害の危険区域にある場合や、家族に高齢者など、避難に時間のかかる人がいる場合は早目の避難行動を心がけ、命を守る避難行動をしてほしいと切に願っております。

町としましては、これまで同様、災害の状況に応じ、空振りを恐れない避難情報等の早期発令・情報伝達を心がけてまいります。

2点目は、田布施南地域防災センターについてのお尋ねです。

7月の西日本豪雨の際、麻郷・麻里府地域の方々から、「避難したいが防災センターの場所がわからない」「麻郷公民館と防災センターのどちらに避難したらいいのかわからない」などと、数件のお問い合わせがございました。御指摘を受け、8月9日、麻郷・麻里府地域の皆様に対して、田布施南地域防災センターの位置及び命を守る避難行動の文書を回覧したところでございます。

なお、田布施南地域防災センターの案内表示板や街灯の設置などについては、新年度予算に計上し、整備していく予定にしております。

3点目は、桜川の改修についてのお尋ねです。

桜川につきましては、特に上流側では河川土手が侵食されて田地まで侵食されている箇所も見受けられ、早期に護岸等のハード面の整備促進を要望しているところでございます。御指摘の橋付近の現地調査や聞き取り調査を行った結果、この橋は地元で設置されているようです。また、昭和54年ごろの洪水時に橋の橋脚に流木が挟まり、川を氾濫させた話も聞きました。町では、桜川にも水位計の設置を県に要望しております。桜川にかかっている中央に橋脚がある橋の改修を県に要請できないかとお尋ねですが、柳井土木事務所に確認したところ、この橋は県の管理でないため、改修等の対応はできないとのことでした。町としましても、私物であることを考えられる橋の補修等は困難と思っております。万が一、全面改修する際には、河川法等の手続が必要になり、費用も多額になり、現在の利用状況も考慮し、周辺に同様の橋もありますので、撤去も一つの方法だと考えられています。地域の方々と今後、協議してまいりたいと思います。

4点目は、自然災害への対処や罹災証明書の発行手順の周知についてのお尋ねです。

町が発行する罹災証明書や被災届出証明書は、被災者の公的な支援のほか、各種の支援を受

ける際、税金や健康保険料の減免、生活再建支援金の支給などに必要となります。罹災証明書等の発行業務は、田布施町業務継続計画の非常時優先業務に位置づけており、総務企画課が関係課と連携をとり対応していますが、大規模災害では特別体制をつくり、国・県、近隣市町との業務支援の連携体制を確保するとともに、山口県行政書士会との連携協定に基づき、被災者支援の派遣要請をしてまいりたいと思っております。このたびの西日本豪雨では、甚大な浸水被害を受けた岡山県倉敷市真備地区の被災家屋について、罹災証明書等の迅速な発行につなげるため、市が浸水エリア内の家屋を一括して全壊と判定した事例などもございました。

このような事例や、国が取りまとめた「罹災証明に関する先進的な事例集」などを参考にしながら、自然災害の状況に応じ、罹災証明等の手続方法や証明書の発行場所などをまとめて、あらかじめ配布するなどして周知していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 1問目の質問につきまして、再質問いたします。

避難準備の放送が流れ、避難所が開設されたというので、私は7月と8月の2回、田布施地域防災センターに行ったことがあります。社会教育課長がその現場におられました。避難者は、どちらも5人に満たなかったんじゃないかと思えます。麻里府地区の住民は、中郷の方なんですけど、保育園に避難した方も何人かおられました。たしか7月の豪雨のときには、灸川の件で避難勧告が出たんですかね。今まで東公民館だった避難所が東小学校のほうにかわったですね。今回のいろんな西日本豪雨で避難率というのが出ておるんですが、4%ぐらい。田布施町では、その避難率というのはどれぐらいなのでしょう。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 率は計算をしておりません。実際に避難者の人数については一応把握をしておりますけど、率として計算をしていないというのが現状であります。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 先ほど言いましたけど、西日本豪雨では避難勧告及び避難指示が出ていたにもかかわらず避難しなかったため、多くの人的被害が出ています。新聞報道によりますと、「避難率が4%台」に続き、「指示のあり方などに課題」という見出しや「切迫感伝わらずに」という見出しに続いて、「避難勧告軽視」という見出しが躍っていました。

次の自然災害のときの教訓としなければ、いつまでも「想定外」で責任を回避されそうです。町としては、避難率を上げるためにはどのような対策をとるのでしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 今日の一般質問でもありましたけど、田布施川のときに避難勧告を出したということがございました。そういったときでも、実際に避難勧告を出して避難をされる方というのは、確かにごくわずかで、反対に、その災害現場に見に来られるという方が多くいらっしゃるというのが現状です。うちについても、避難勧告の上になりましたら避難指示になります。そういったときに、避難指示のときに緊急エリアメールとか防災無線を使

ってサイレンを鳴らすなど、そういっためり張りをつけたやりとりをしていきたいというふう
に思います。もう避難指示になれば消防団も出てもらって、一軒一軒回って対応していくなど、
そういったことで避難勧告と避難指示との格差じゃないですけど、そういったところで対応を
考えております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） そういったように、勧告と指示というのは大きく変わってき
ますよね。それで、東南海地震による地震の確立が高まっています。もし、それが起きた場合
には、津波に備えて麻里府の尾津東・中・西には避難準備とか避難勧告を超えて、避難指示が
すぐに出るようになるのではないかと考えています。

麻里府自主防災組織の避難場所については、自治会ごとに指定してあります。一時的にはそ
れでいいかもしれませんが、いずれ設備の整った雨露がしのげる場所になるのではないかと
思っています。その場合、先日の、先ほど町長さんが答弁されました回覧では、田布施南地域防
災センターではなく、麻郷小学校が一番近くになると書いてあります。どういう手段で、だか
ら尾津東・中・西ですよ。どういう手段で、そこに避難させるんでしょうか。避難道は国道1
88号線になると思われませんが、住民をうまく運ばれるのか、私には一抹の不安があります。
その対策はできていますか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 確かに言われるとおり、大地震が起きて、津波が発生した場
合に、麻里府地域の自主防災会でも各自治会で避難場所を決めていらっしゃると思います。まずはそ
こに避難していただいて、命を守る行動をとっていただきたいということです。

その後につきましては、やはり大きな、被害状況も見まして、麻郷小学校とか西田布施公民
館とか、田布施中学校もあるかもしれないですけど、そういった大きな施設に移動してもら
うということになると思います。その際に国道188号線が使えないということになれば、自衛
隊の派遣とかの要請になってくるというふうにあります。運べるようであれば、町内の車等
を使って移動してもらおうというような形にはなるだろうというふうに思っております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） ですから、尾津東・中・西となると、本当にたくさん的人数
がおられます。そういった人たちを安全に、無事に、そういった避難場所に届けられるよう、
その対策はきちんととってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、2の再質問です。田布施南防災センターの。

麻里府地区の第1避難所は地区内になく、津波と高潮を除いて、田布施南地域防災センター
になっています。公式の文書では定員は169名となっていますが、実際に見学してみました
ら、それだけ収容できるとは思えません。ここだけでなく、他の避難所にうまく分散して収容
は可能なのでしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 言われるとおり、定員からしたら、消防法の関係で、その人

数になるということでございます。ですけど、実際に見た中で、それだけの人数が入るかということに対しては、ちょっと疑問があるところでございます。ですから、実際に多くの方が避難される場合には、まず、第一次の避難所に移動していただいて、大きな施設に移動してもらうという形にはなるだろうというふうに思っております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 一応、169名は入れないということだけは、よく頭に入れて、その次の策を考えとってください。

それから、27年3月末作成の津波と高潮のハザードマップによれば、指定避難所は麻郷小学校です。その他、地域防災計画の避難所には、ですから、第2になるのかなと思うんですが。麻里府地区には麻里府保育園、のんびらんどうましま、元麻里府小学校、麻里府公民館、馬島集会所の5カ所が標高と連絡先ということで表にして書いてあります。津波と高潮のときには、先ほど言いましたように中郷の者は麻里府保育園を使っております。麻里府保育園は使えるのでしょうか。それから、元麻里府小学校のところには電話番号があります。かけましたら、「ただいま使われておりません」というような放送が流れております。麻里府小学校は校舎は使えないにしても、体育館のほうは使えるんじゃないかと思います。元麻里府小学校、麻里府保育園は使えるのでしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 地震の場合であれば、その施設の安全かどうかというのを確認して、まず避難していただくということになるだろうというふうに思っています。

先ほどの電話番号につきましては、地域防災計画の中に避難所として電話番号を入れているので、実際に旧麻里府小学校に、体育館に電話があるかといえば、ありません。電話も不通になっているというふうに思っております。地域防災計画上ということでハザードマップとかに載せているというのが現状でございます。確かに旧麻里府小学校の体育館につきましては尾津西の自治会が、あそこの体育館を避難所として使われております。そういったことで、鍵につきましても尾津西の自治会長さんが持っていらっしゃって、自分たちでその対応というのをやられているというのが現状でございます。今の麻里府の保育園につきましては、土砂災害につきましても危険ですので使いませんが、今は、地域防災センターのほうを町としては指定避難所というふうにしておりますので、麻里府保育園につきましては町の職員は配置しないで対応しておりますけど、尾津東の皆さんからも歩いて避難できるところをどうにか確保できんかということで、公民館を通じてのお話があるんで、一応、公民館長を通じて、そこをあけたりとかというのをできるような体制にはとっているというのが現状でございます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 麻里府の自主防災組織の中の避難所に、各自治会の第1避難所が書いてあるんですけど、麻里府小学校の体育館は書いておりません。西は麻里府公園と河美の採土しているところ、あと中郷の集会所かな。麻里府小学校は入っておりません。一応そんなになっております。ですから、そういった辺はきちんきちんと住民に周知するようにして

もらいたいと思います。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 避難する避難所も、その災害によって、津波、高潮の場合は、高潮の関係につきましては麻里府小学校の体育館は使えません。ですけど、台風とかのときには、実際には尾津西の方は旧麻里府小学校の体育館を使っていると思います。ですから、その災害の区分によって避難所も自主防災組織で決められておりますので、そういったことで対応されております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） ですから、地元と、そういった辺は、きちんきちんと確認してもらいたいと思います。

それと、NTTが、「防災タウンページ」2018の4月です。それを見ますと、麻里府地区で避難所、そこは麻里府公民館、旧麻里府小学校、麻里府保育園ちゅうて書いてあるんですよ。勝手にこれはNTTが、18年の4月ということだから配っておるんでしょう。どこから情報を得て、こういったのが書いてあるのかなっていうふうに思うんですよ。それはNTTがやったことじゃからあずかり知らぬって言われればそうなんですけど、こういったのが全部配られているんです。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） NTTだけでなく、中電とも避難所の位置とかの確認、協定の関係での協議とか行っておりますので、その辺については場所が、避難所がどこかというのはNTTについても知られているということでございます。今回の防災マップをつくられたのは、NTTのほうが独自につくられたというような状況でございます。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） ちょっと時間の関係がありますので、次、急ぎます。

桜川の橋の件です。だから、一つ下のところは、狭くて、石でつくった真ん中に橋桁がある、そういった橋が豪雨で流れたんです。県が勝手につくったんでしょうか。それとも県が管理していた橋だから、そこへつくったんでしょうか。今ある、こっちが問題にしている橋は、あれが何年か前かに幅を広くしているんですよ。どこが、その橋の幅を広くしたっていうのがよくわからないんですが。ですから、地元の自治会はっていうことはないかと思います。

その一つ下の橋は片懸さんの私有の橋です。もう一つ下の橋は境さんの私有の橋です。勝手に私有の橋を使うちゅうわけいかんかと思うんですよ。ですから、あそこの道は、また赤線か何かの道とつながっている橋じゃないかと思うんです。ですから、ぜひ、もう一回、県のほうに要請をしてもらいたいと思います。一応、自治会としても要望事項として、そういったのを出すというように自治会長から確認しております。

○議長（清神 清議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） まず初めに、下流の橋の件でございます。

今、橋の中に橋脚、いわゆる支柱がない橋でございますけども、県のほうに確認しましたと

ころ、その橋については不明という回答をいただきました。それと、きょう問題になっている橋脚があるところの橋につきまして拡幅が行われているというのも、これは地元の方からお話を聞いたら、これは地元でやったようなお話でした。したがって、この確たる証拠というのはないんですけど、一人の方のお話ですから正確性があるかどうかというのはわからないんですが、一応地元のほうで広げたという話を聞いております。それと、あの橋を県のほうに改修してもらえないかということの件でございますが、個人の橋でございますんで、個人的といえますか地域の橋でございますんで、県のほうとしては、先ほど町長からも答弁がございましたように困難だという回答を得ております。

以上でございます。

○議長（清神 清議員） 向山課長。

○経済課長（向山 智章君） 中郷地区は国営圃場整備事業、今度やるようになっております。松本)さんのところから石迫さんのところに抜ける道がありますよね、2メートル幅の。

○議員（5番 國本 悦郎議員） ええ、大正橋。

○経済課長（向山 智章君） あそこの橋については4メートルの道路で、橋も改修いたします。

それと、さっき言われた中郷の集会所のところの水車があるんですよ。あそこに橋があるんですけど、あの橋については昭和54年に農道橋として流されて、町のほうで農道橋として災害復旧でやっております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 中央に橋桁がない橋であれば、そんなに問題はないと思うんですが、真ん中に橋桁があって、そこんところに、ほかの堤防が決壊したとか何とかちゅうところも、橋のところで流木とか、いろいろなものが引っかかってオーバーフローして決壊しております。ですから、一番心配しているのは、そこの中央に橋桁がある、支柱がある橋なんですよ。ですから、そこをお願いしたいと思います。一応、それでいいです。

4の再質問なんですが、ネットを見ますと、こういったように「水害にあったとき」にちゅうのがあるんですよ。これには懇切丁寧に説明してあります。それによりますと、まず被害状況を写真に撮る、施工会社・大家・保険会社に連絡、罹災証明書の発行を受けるというふうに、あと濡れてしまった家具はどうするかとかこうするかとかちゅうのは書いてあるんですよ。ですから、罹災証明書が少なくともとれるまでの手順は住民のほうに、この際、徹底しておったほうがいいんじゃないかと思います。よろしく申し上げます。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） その手順につきましても、自治会長集会では、その手引の中にも入れたりとかしていますけど、またいろんな機会を通じて、今度、自治会の手引みたいなものを、今作成もしていますんで、そういった中にも入れられるかどうかというのを検討していきたいというふうに思っております。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） ちょっと時間が、いつもみたいに1時間では足りそうにあり

ませんので、次の高齢者福祉についてお願いいたします。答弁者は長信町長と、ちょっと教育関係にも関係することがございますので、尾崎教育長をお願いいたします。

人口減少の一方で高齢者の割合は高まるといいます。平成25年8月、厚生労働省はこういったように、「国民の健康寿命が延伸する社会に向けた予防・健康管理に関する取り組みの推進」なるものを発表しました。それによりますと、平成32年、西暦で言えば2020年には「健康寿命を1歳延伸する」という目標を掲げ、そのためにさまざまな取り組みをするわけなんですけど、予算が投じられることになっています。

また、包括的支援事業が拡充され、認知症施策の推進が地域包括支援センターに一本化されたというように私は説明を受けています。間違っているかもわかりません。軽度者介護の通所介護、軽度者介護1・2ですと訪問介護が、総合事業として介護保険から市町村に完全移行されています。しかし、利用者にとって料金は安くなるようですが、報酬は減るために、先行自治体では軽度者サービスから手を引く例も出ているといった新聞記事、それを読みました。

他方、介護については、高齢者だけじゃなくて、赤ちゃんからお年寄りまで、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に身近な地域でデイサービスが受けられるような、いろんな介護施設と障害者施設の共生型福祉施設、例えば富山型デイサービスとかゴジカラ村というのがあります。そういったことや、学校の施設と高齢者施設を一体化するなど、異なる世代の交流の取り組みにより介護効果が出ているため、そういったのが全国的に広がっています。それらを踏まえて6点質問します。

健康寿命延伸のために健康な体、心、食事に関して保健センターは、これ、多岐にわたると思うんですが、特に田布施町で特徴的な、具体的な取り組みをお願いいたします。2番目に、先ほどの国民の健康寿命が延伸する、厚生労働省が出したその中に、レセプト・健（検）診情報等のデータを活用した取り組みをなさないと、それから特定健診とがん検診の同時実施による受診率向上に努めなさい、そういったようなことが書いてあります。そういったことを田布施町でも取り組んで、がんの早期発見に努めていますか。それから3番目に、国民健康保険料が高くなっておりますが、後発の医薬品の使用促進というのは、医者とかそういったほうによく勧めていますか、使用促進は図られていますか、それをお聞きします。4つ目に、若年性認知症も含めて、地域包括支援センターは認知症に関してどんな取り組みをしているんだろうか、それがなかなか見えません。多岐にわたるかもわかりませんが、これも特徴的なことを教えてください。それから5番目に、軽度介護者の通所介護と訪問介護が、総合事業として介護保険から市町村に完全移行しましたですね。サービスの質の低下の懸念が出ているという記事が載っていたというふうに、さっき言いました。田布施町ではどうでしょうか。最後に6番目、介護場面では、異なる世代の交流の取り組みが効果を上げていていると聞きます。共生型福祉施設の推進とか、空き教室を使った学校あるいは保育園・幼稚園の施設と高齢者施設の一体化は図れないものでしょうか、それをお聞きします。

○議長（清神 清議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

高齢者福祉についての御質問でございますが、6点目の、空き教室を使った学校施設と高齢者施設の一体化については、後ほど教育長のほうからお答えを申し上げます。

それでは、全国的に平均寿命は年々伸びていますが、できる限り長く健康で過ごせるよう、健康寿命を延ばすことが誰もの願いであります。健康寿命は平均寿命よりも10歳程度低いと言われており、健康寿命を延ばすための取り組みがとても重要になります。

1点目は、健康寿命延伸のための保健センターの取り組みについてであります。

保健センターでは、日常的に介護を必要としないで、いつまでも健康で自立した生活ができるよう、平成25年に田布施町健康増進計画を策定し、生涯を通して食生活や健康増進について取り組む目標等を設定し、健康づくりに取り組んでいます。

健康な体に関する具体的な取り組みとしまして、高齢者に特化したものではありませんが、健康づくり関連事業への参加や健康に関する継続した取り組み等を実施し、ポイントをためることで特産品等が当たる健康マイレージ事業を実施しています。

また、がんの早期発見のために各種のがん検診の助成を行っています。医療機関で行う個別検診や最寄りの公民館等で行う集団検診等を実施しており、個人負担は70歳以上の方はいずれも500円で受診することができます。これまで胃と大腸がんの検診を同時実施していましたが、今年度からは子宮がん・乳がんの検診を加えて同日実施しました。

そのほかに町歌体操、町の歌と書いて町歌体操の普及等に努めており、今年度は各種催しの際などに30回程度の実施を予定しています。

また、健康まるごと講座の定期開催や生活習慣病予防に関する講話なども行っています。

このほかに、保健センターの事業ではありませんが、長寿支援係が力を入れている取り組みとしまして、介護予防を目的としたいきいき百歳体操を毎週町内8会場で行っています。

次に、心に関する取り組みとしましては、毎月第4水曜日の「こころの相談」や、随時ではありますが、いきいきサロン等で高齢者の鬱や閉じこもり予防に関する講話も行っています。

また、食事に関する取り組みとしましては、近年、高齢者の低栄養が問題視されておりますので、健康・栄養相談、その定期実施や高齢者の栄養改善に関する講話等に力を入れており、食生活改善推進員の方による男性の料理教室等も実施しています。食事は健康寿命に大きく影響するため、今後も啓発活動に力を入れていきたいと考えております。

健康寿命の延伸につきましては、各方面の情報収集に努め、参考にしながら積極的に取り組んでいきたいと考えております。

2点目は、レセプト等のデータを活用した取り組みとがんの早期発見についてのお尋ねです。

近年は特定健診やレセプト等の電子化が進んでおり、これらのデータを活用し、保健事業の課題を洗い出し、リスク別にターゲットを絞った保健事業の展開等を進めるため、データヘルス計画を策定しております。年齢層や性別にデータ分析を行い、本町の実情に合わせてリスク別にターゲットを絞った保健事業の実施に取り組むこととしています。

特定健診とがん検診の同時実施については、平日に受診できない人に新たに実施していただけるようにと、平成28年度、29年度に実施しましたが、利用実績のほとんどが、これまで

平日に利用されていた人の利用で、新たな利用は数える程度でした。

また、がん検診等については広報や講座等で啓発活動を行っていますが、受診率は年齢に合わせて高くなっているため、検診の推進に関する施策としましては、現状では利用率の低い若い年齢層を対象とした無料検診等に力を入れており、今後も受診率の向上に努めたいと思います。

3点目は、後発医薬品の使用促進についてのお尋ねです。

国民健康保険や後期高齢者医療保険では、毎年8月に新しい被保険者証を送付しておりますが、その際に後発医薬品の希望をあらわすシールを同封し、希望シールを張ることで医療機関や薬局に伝えることができるようにしております。このほかに年2回、利用状況と後発医薬品に変更した場合の差額を示した通知を郵送し、後発医薬品に関心を持っていただけるように促しています。

医薬品の中には後発医薬品がないものもあるため、後発医薬品があるものに限った利用率では、直近の6月調剤分で本町では76.4%となっております。前年度同期に比べて8.2ポイント増加し、県平均の71.3%を約5ポイント上回っております。

4点目は、地域包括支援センターの認知症に関する取り組みについてのお尋ねです。

田布施地域包括支援センターは、町の委託を受けて高齢者の日常生活を応援する機関です。認知症に限定するわけではありませんが、高齢者に関する相談をお受けし、町や地域の関係機関と連携を図りながら専門員がアドバイスを行っています。

認知症に関する取り組みとしましては、昨年9月から認知症地域支援推進員を配置し、地域包括支援センターと連携して、認知症の人などの訪問相談や支援などを行うとともに、誰もが気軽に集い、認知症の相談等を行うことができる場として、毎月、高齢者いきいき館と麻里府公民館でオレンジカフェを開催し、認知症の方の支援や早期発見に努めています。

また、4月からは新たに、認知症の初期的な集中支援が必要なケースに、医療や介護の専門職が包括的に支援を行っていく認知症初期集中支援チームを設置しました。まだ対応実績はありませんが、柳井医療センター内の認知症疾患医療センターに認知症サポート医をお願いしており、対応が困難なケース等につきましても、チームとして取り組んでいくこととしています。

このほかにも認知症に関する取り組みは全国的な課題となっており、本町としましても力を入れていきたいと考えております。

5点目は、軽度者の通所サービスと訪問サービスの総合事業移行についてのお尋ねです。

既に、全ての対象者が総合事業に移行し、利用を開始していますが、移行に関するトラブルや苦情等は、現在のところございません。

6点目は、介護施設と障害者施設の共生型福祉施設の推進や、空き教室を使った保育園や幼稚園と高齢者施設の一体化についてのお尋ねです。

これは教育長のほうからもお答えいただきますが、介護施設と障害者施設、または保育園等と高齢者施設の組み合わせについては、職員の資格が異なり、入所者等の対応方法等も異なるため、介護施設と障害者施設を同一事業所で行っているところはありませんが、現在、町内に

介護と障害者の共生型サービス事業所が1カ所あります。

また、このほかにも、以前、障害者が高齢化したときに入所できるよう施設の設置に関する相談がありました。

介護施設や高齢者施設等の設置には県の許可が必要となりますので、町で進めるわけにはいきませんが、今後、このような施設が設置される可能性はあり、幾つかの施設で効果等が見込まれますと、今後増えていくと考えられます。

以上であります。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、6点目の空き教室を使った学校の施設と高齢者施設の一体化についての御質問についてをつけ加えさせていただきます。

まず、各小中学校の空き教室についての現状をお伝えいたします。

まず、麻郷小学校及び田布施西小学校につきましては、ここ2年は全体で一、二学級減となっておりますが、学級減による空き教室は少人数指導や特別支援学級の自立活動の教室として使用しております。また、麻郷小学校の3年生については現在35人ですが、1名の転入があれば学級増となりますので、これも必要です。次に、東田布施小学校ですが、次年度の1年生は2学級が予定されており、学級増により空き教室は期待できません。城南小学校についても同様で、本年度、知的の特別支援学級を新設したこともあり、学級増によりまして空き教室はございません。最後に田布施中学校についてですが、特別支援学級を含めて18学級、18教室が必要であることから、昨年度末に特別支援学級の教室を増設した経緯があります。加えて、県より加配教員をいただき、少人数指導による授業を進めているため、これらを加えると20教室程度が必要となるため、空き教室はない状況です。以上のことから、学校施設と高齢者施設との一体化につきましては、現状においては難しいと考えております。

高齢者の皆様とのふれあい活動につきましては、現在でもコミュニティ・スクール、地域協育ネット等の取り組みとして取り組んでおります。小学校では、高齢者の方々をお迎えして、児童と一緒に遊んだり勉強するといった活動を行っており、中学校においては、生きがい教室等に出向いて一緒に遊んだり話し合いをするといった活動も行っております。

こうした高齢者との教育活動につきましては、より活発な動きになってほしいと思っておりますので、今後とも、また御尽力をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（清神 清議員） 國本議員、あと5分です。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 5分の中だから何を質問しようかなと思ってですね。

オレンジカフェを、今回、高齢者いきいき館と麻里府の公民館のほうで始められましたですね。それを見ますと、認知症サポーターというのが、その中に参加できるということなんですけど、田布施で認知症サポーターは何人おられるのか。サポーター養成講座では小中学校の児童生徒などが受講いただいているというように、厚生労働省のホームページを見たら書いてあったんですよ。ですから、一応その2点について。だから、田布施町でサポーターは何人おられるのか、養成講座には小中学校の児童生徒が受講していただけると厚生労働省のホームペ

一紙に書いてありますから、田布施町でもそういった認知症サポーターを養成する講座に小中の児童生徒を増やそうという取り組みをするかどうかというのを、そういったのを2点ほど、すみません。

○議長（清神 清議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 認知症サポーターの数につきましては数百人なんですけれども、ちょっとはっきりとした数字を今持っていないので、また後日、回答させていただきたいと思います。

また、学校の児童や生徒向けの認知症サポーター養成講座は実施していると思うんですけども、ちょっと詳しい内容を、今、手持ちに資料がないので、そこら辺については回答が今できない状態ですが。

○議長（清神 清議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 学校、いわゆる文科省、県教委、それから市教委として、こういう講座に出席させるとか、そういった照会があるというのはないんですけど、いろんな例がありまして、例えばいろんな資格を取るのがあって、その養成講座というのは保護者単位で自主的に参加されるというのがありますので、そういうところについての出席というのは、これは可能じゃないかと思いますが、いわゆる学校サイドでやるということは、ちょっと今のところ難しいんじゃないかなと思います。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） まだ時間があるようなので。私の家内の姉が、若年性痴呆症で昨年亡くなったんです。異常行動が起こって、7年してMRIを撮ったら脳が萎縮してるってことでわかった。その後、包括センターを紹介されたんですけど。ですから、そういった診断が早く出るような取り組み、それから包括センターについては、もっともっと町民にアピールしてもらいたいと思います。最後の答弁をお願いします。

○議長（清神 清議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 認知症に関してはなかなか発見が難しいので、いろんな方面から認知症サポーター等、人数をふやして早期発見に努めていこうと考えています。そして、包括支援センターにつきましてもなかなか認知度が上がっておりませんので、これからも広報やホームページなど、いろんなところで啓発活動を行っていきたいと思います。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 以上で終わります。

○議長（清神 清議員） 時間がちょうどになりましたので。

以上で、國本議員、また、一般質問を全て終わらせていただきます。

日程第5. 議案第40号

日程第6. 議案第41号

日程第7. 議案第42号

日程第8. 議案第43号

日程第9. 議案第44号

日程第10. 議案第45号

日程第11. 議案第46号

日程第12. 議案第47号

日程第13. 議案第48号

日程第14. 議案第49号

日程第15. 議案第50号

日程第16. 議案第51号

日程第17. 議案第52号

○議長（清神 清議員） 続きまして、日程第5、議案第40号平成29年度田布施町歳入歳出決算の認定についてから、日程第17、議案第52号工事請負契約の締結についてまで、13件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提案いたしました13議案の概要について、御説明申し上げます。

まず、議案第40号は、平成29年度田布施町一般会計、特別会計4件の歳入歳出決算について、さきに監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、その意見をつけて議会の承認をお願いするものであります。

決算の概要であります。平成29年度は、「第5次田布施町総合計画」における「後期基本計画」の2年目の年であり、田布施南地域防災センターの整備事業、尾津漁港海岸保全事業、普通教室等の空調設備の整備に係る中学校大規模改造事業等を実施し、また、庁舎耐震改修事業を進めるなど、住民の皆さんの安全・安心対策や教育等の分野を中心に、計画的に掲げた政策課題に取り組んでまいりました。

それでは、一般会計の決算状況について御説明いたします。

歳入総額は58億8,736万4,055円で、前年度に比べ7,223万6,835円、1.2%の増であります。また、歳出総額は57億1,664万3,507円で、前年度に比べ2,061万8,308円、0.4%の増であります。歳入から歳出を差し引いた形式収支は、1億7,072万548円の黒字であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源2,780万1,000円を差し引いた実質収支は1億4,291万9,548円であります。

次に、歳入歳出の主要項目について説明いたします。

町税は、17億4,171万8,217円で前年度に比べて5,896万758円の増収となりました。これは、法人町民税や償却資産に係る固定資産税の増収によるものであります。

地方消費税交付金及び地方交付税については、前年度並みとなりました。

国庫支出金につきましては、臨時福祉給付金、地方創生関連交付金の減などにより、3,834万441円の減額となりました。

県支出金につきましては、衆議院議員選挙や県知事選挙の執行に伴い県委託金が増となったことなどから、377万25円の増額であります。

諸収入は、オラレ田布施に係る周南市からの事務協力金の増などにより、3,005万3,434円の増額であります。

町債は、田布施南地域防災センターの新設、空調設備に係る中学校大規模改修工事等により、1億1,385万3,000円の増額となりました。

続きまして、歳出であります。前年度に比べ総額2,061万8,308円の増となりました。

増減の主な内容については、前年度に実施したスポーツセンター第1体育館の太陽光発電等設置事業や、町債の繰り上げ償還などが減となりましたが、田布施南地域防災センター整備事業や空調設備に係る中学校大規模改造事業等により、全体として増額となっております。

なお、平成29年度中に実施した諸事業、行政事務の内容は、お手元に配付しております決算書及び事務執行状況概要等の附属資料のとおりであります。

続きまして、国民健康保険、下水道事業、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計についてであります。その決算状況はそれぞれの決算書のとおりであります。

なお、歳入歳出決算等審査意見書において、監査委員から指摘を受けました事項は、各課に検討させ、改善等を図るよう指示しております。

以上、各会計の決算についての概要を説明いたしました。慎重なる御審議を賜り、認定をお願いいたします。

次に、議案第41号は、平成30年度田布施町一般会計補正予算（第2号）であります。

まず、歳入であります。地方特例交付金と普通交付税、繰越金については、確定に伴う補正であります。

分担金及び負担金は、小規模治山事業や農林水産施設災害復旧事業により増額補正です。

国庫支出金は、公共土木施設災害復旧事業やため池緊急防災体制整備促進事業、町道補修に係る社会資本整備総合交付金などによる増額補正です。

県支出金は、小規模治山事業や農林水産施設災害復旧事業などによる増額補正です。

寄附金は、ふるさと寄附金の増加が見込まれることから増額補正しております。

繰入金は、繰越金等により余剰金が生じたため、公共施設整備基金繰入金を減額補正しております。

町債は、小規模治山事業に係る林業用施設整備事業債、災害復旧事業債、道路整備事業債が増となりましたが、繰越金等により余剰金が生じたため、庁舎等整備事業債を減としたことから、全体では減額補正としております。

次に歳出ですが、各費目において、異動等による人件費の補正をしております。

その他、各費目の主な内容であります。まず、総務費は、繰越金の計上等により生じた余剰金を、法令に基づき、財政基金積立金として計上しております。また、旧第三保育園便所改修工事やふるさと寄附金記念品等の経費の計上などにより、8,257万6,000円の増額補

正としております。

民生費は、国民年金の制度改正に係るシステム改修経費や保育所臨時雇賃金などによる増額補正であります。

農林水産業費は5,357万9,000円の増額補正で、これは、小規模治山事業や尾津漁港海岸保全事業などによるものであります。

土木費は、町道補修事業などによる増額補正です。

災害復旧費は4,923万円の増額補正であります。これは、7月の豪雨災害に伴うもので、公共土木施設災害復旧事業における補助事業4カ所分と農林水産施設災害復旧事業における補助事業5カ所分の経費を計上し、あわせて、単独事業分をそれぞれ計上しております。

以上により、歳入歳出それぞれ2億4,059万円を増額補正し、予算総額を62億5,475万7,000円とするものであります。

議案第42号から議案45号までは、特別会計に係る補正予算であります。

議案第42号は、平成30年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

主な補正内容は、前年度療養給付費の返還金や国民健康保険事業基金への積立金等であります。

議案第43号は、平成30年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

主な補正内容は、鳥越ポンプ場の排水ポンプ1台の取りかえ工事であります。

議案第44号は、平成30年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

主な補正内容は、制度改正に係るシステム改修や前年度精算、介護給付費準備基金への積立金等であります。

議案第45号は、平成30年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

主な補正内容は、異動等による人件費や前年度精算等であります。

次に、議案第46号は、附属機関に関する条例の整備に関する条例の制定であります。

平成30年4月1日より施行した田布施町附属機関設置条例の附属機関等については、順次それぞれの委員会と協議して、運営に関する規則の制定や改正、規程・要領の廃止等を行っております。

本案は、法律を設置の根拠とする附属機関を除き、本年4月時点で既に条例を設置の根拠とする附属機関である6委員会等の委員の身分の法的根拠を明確にするため、委員の選任規定を「委嘱」から「任命」に一括整備するため、条例制定するものであります。

議案第47号は、駐車場条例の一部を改正する条例であります。

改正内容は、平成30年7月豪雨により列車が長期間運休したことに伴い、影響を受けられた方の、既に納付された駅東駐車場使用料を還付するため、所要の規定を整備するものであります。

議案48号は、田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一

部を改正する条例であります。

主な改正点は、地方再生法の改正に基づき、本社機能等を有する施設の移転や拡充を行う事業者に対する税制優遇措置の期間を2年間延長するものであります。

議案第49号は、田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

改正内容は、国の省令である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業及び事業所内保育事業における避難階段及び特別避難階段に関する規定を整備するため、条例を改正するものであります。

議案第50号は、田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

改正内容は、国の省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡大及び教員免許取得者における免許状更新の有無の有効性を明確化するため、条例を改正するものであります。

議案第51号は、田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

改正内容は、国の省令である子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、これまで保護者に対する特定教育・保育施設の支給認定証の交付が必須であったものを、任意での交付を可能とするため、条例を改正するものであります。

入札の関係で本日提出させていただきました議案第52号は、中央雨水1号幹線(基8工区)管渠築造工事における工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

本工事は、幅2.4メートル、高さ1メートルの水路を幅3.9メートル、高さ1.8メートル、施工延長72.8メートルに改修する工事であります。

入札方法は、指名競争入札とし、指名競争入札参加指名基準により「土木工事一式A級」に格付する6社を指名し、8月22日に入札を行いました。

その結果、1社入札辞退があり、その他5社は、8,005万6,317円の同額入札でございました。

その後、9月4日に5社でくじ引きを行った結果、落札者として「大和建设株式会社」に決定しました。

なお、本工事の期間は、平成31年3月29日としております。

以上、本日提案申し上げました議案13件につきまして、その概要を説明しましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明をいたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長(清神 清議員) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第40号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案第 4 1 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案第 4 2 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案第 4 3 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案第 4 4 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案第 4 5 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 4 5 号、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案第 4 6 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案第 4 7 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案第 4 8 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案第 4 9 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案第 5 0 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案第 5 1 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。
議案第 5 2 号、質疑はありませんか。畠中議員。

○議員（1番 畠中 孝議員） 下の工費ですね、これは、設計も含んだ金額だと思うんですが、8,928万円幾らかというふうに考えていまして、落札率が89.7%となっておりますから予定額は約1億円だったんだろうと思います。1億円に対して落札額が8,900万円ということは、1,100万円低い落札になったわけですね。

それで、少し落札率が低過ぎるような気がするんですが。心配されるのが、工事に当たって使用される資材の品質がちゃんと保たれているのかとか、工事が設計どおりにきちんと進められているかというようなところを、やはりチェックする必要があると思います。そのあたりはというふうに考えておられるか。

○議長（清神 清議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） まず、一番初めの落札率についてでございます。

この工事は、いわゆる最低価格というのが決まっております。受注者のほうは、業者の動向としては、受注された最低価格を狙って札を入れます。したがって、こういうふうな結果になりました。それで、落札率が90%ということで若干低うはございますが、山口県等々、他の市町等もこういうふうな状況でございます。

次に、材料等についてどうなのかという御指摘でございますけれども、これは、内容を精査しておりまして、適正な材料で工事できると確認しております。

それと、工事のチェック体制でございますけれども、下水道のほうの関係でございますが、今、職員のほうも、もう大分なれてきました。したがって、係長、担当職員等でもチェックしておりますので問題ございません。

以上です。

○議長（清神 清議員） 畠中議員。

○議員（1番 畠中 孝議員） 低い価格で落札しますと、業者のほうは少しでも利益の確保をするために、どこか。

〔議長。立って質問させてください〕と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 起立して質問してください。

○議員（1番 畠中 孝議員） 利益を確保するためにどこか合理化したり、とにかく、利益が上がるような知恵を出していくと思うんですが、そこでやはり決められた工事内容でちゃんと工事がなされているということをきちんとチェックして、怠らないようにやっていただきたいと思います。

○議長（清神 清議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 今、御指摘になられた件でございますが、施工計画書等を業者に出させますので。どの工事でも、ある一定規模以上の工事については施工計画書というのを提出させます。その中には、各種段階で職員が立会するようになっておりますので、その辺あたりで品質確保等々したいと思います。

○議員（1番 畠中 孝議員） はい、いいです。

○議長（清神 清議員） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。

これで全ての質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。議案第40号につきましては、現在、委員が1名欠員のため、議長を除く11名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く11人の委員で構成する決算審査特別委員会を直ちに設置し、これに付託することに決定をいたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

それでは、決算審査特別委員会を直ちに開催し、委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

議員は、議員控室に移動していただきたいというふうに思います。

それから、委員長、副委員長の互選が終わり次第、全員で集合次第、再開いたしますのでよろしく願います。

午後3時07分休憩

午後3時17分再開

○議長（清神 清議員） 会議を再開いたします。

先ほどの休憩中に決算審査特別委員会が開催されまして、委員長に石田修一議員、副委員長に木本睦博議員が選任されましたので、御報告いたします。

次に、議案第41号から議案第52号までの12件は、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（清神 清議員） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

（ベル）

午後 3 時 1 8 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 清 神 清

署名議員 西 本 篤 史

署名議員 國 本 悦 郎

平成30年 第2回(定例)田布施町議会会議録(第2日)

平成30年9月26日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成30年9月26日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第40号
平成29年度田布施町歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第3 議案第41号
平成30年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について
(委員長報告)
- 日程第4 議案第42号
平成30年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について
(委員長報告)
- 日程第5 議案第43号
平成30年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について
(委員長報告)
- 日程第6 議案第44号
平成30年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について
(委員長報告)
- 日程第7 議案第45号
平成30年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定に
ついて (委員長報告)
- 日程第8 議案第46号
田布施町附属機関に関する条例の整備に関する条例の制定 (委員長報告)
- 日程第9 議案第47号
田布施町駐車場条例の一部を改正する条例の制定 (委員長報告)
- 日程第10 議案第48号
田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一
部改正について (委員長報告)
- 日程第11 議案第49号
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正について (委員長報告)

- 日程第 1 2 議案第 5 0 号
田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正について (委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 5 1 号
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正について (委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 5 2 号
工事請負契約の締結について (委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 5 3 号
固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 6 議案第 5 4 号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 7 議案第 5 5 号
教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 8 閉会中の継続調査 (特定事件) について
- 日程第 1 9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 4 0 号
平成 2 9 年度田布施町歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 日程第 3 議案第 4 1 号
平成 3 0 年度田布施町一般会計補正予算 (第 2 号) 議定について
(委員長報告)
- 日程第 4 議案第 4 2 号
平成 3 0 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) 議定について
(委員長報告)
- 日程第 5 議案第 4 3 号
平成 3 0 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) 議定について
(委員長報告)

- 日程第 6 議案第 4 4 号
平成 3 0 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
(委員長報告)
- 日程第 7 議案第 4 5 号
平成 3 0 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定に
ついて
(委員長報告)
- 日程第 8 議案第 4 6 号
田布施町附属機関に関する条例の整備に関する条例の制定
(委員長報告)
- 日程第 9 議案第 4 7 号
田布施町駐車場条例の一部を改正する条例の制定
(委員長報告)
- 日程第 1 0 議案第 4 8 号
田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一
部改正について
(委員長報告)
- 日程第 1 1 議案第 4 9 号
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正について
(委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 5 0 号
田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正について
(委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 5 1 号
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正について
(委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 5 2 号
工事請負契約の締結について
(委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 5 3 号
固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 6 議案第 5 4 号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 7 議案第 5 5 号
教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 8 閉会中の継続調査（特定事件）について
- 日程第 1 9 議員派遣について

出席議員（12人）

1 番	畠中 孝議員	3 番	松田規久夫議員
4 番	西本 篤史議員	5 番	國本 悦郎議員
6 番	谷村 善彦議員	7 番	瀨石 公夫議員
8 番	林山 健二議員	9 番	河内 賀寿議員
10 番	石田 修一議員	11 番	木本 睦博議員
12 番	竹谷 和彦議員	13 番	清神 清議員

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本 充君	書記	神田 伊織君
------	-------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	東 浩二君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務企画課長	亀田 典志君
税務課長	堀川 誠君	経済課長	向山 智章君
建設課長	田中 和彦君	建設課技幹	吉藤 功治君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
総務企画課主幹	森 清君	税務課主幹	藤本 直樹君
会計室長	惠元 朗夫君	学校教育課長	長合 保典君
社会教育課長	中田 正美君		

午前9時00分開議

(ベル)

- 議長（清神 清議員） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（清神 清議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、谷村善彦議員、瀬石公夫議員を指名
します。

日程第2. 議案第40号

日程第3. 議案第41号

日程第4. 議案第42号

日程第5. 議案第43号

日程第6. 議案第44号

日程第7. 議案第45号

日程第8. 議案第46号

日程第9. 議案第47号

日程第10. 議案第48号

日程第11. 議案第49号

日程第12. 議案第50号

日程第13. 議案第51号

日程第14. 議案第52号

- 議長（清神 清議員） 日程第2、議案第40号平成29年度田布施町歳入歳出決算の認定
についてから、日程第14、議案第52号工事請負契約の締結についてまで、13件を一括議
題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田決算審査特別委員長。

- 決算審査特別委員長（石田 修一議員） おはようございます。決算審査特別委員会の報告を
申し上げます。

去る9月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第40号について、9月
14日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のと
おり、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

- 議長（清神 清議員） 次に、石田総務文教委員長。

○総務文教委員長（石田 修一議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第41号と議案第46号から議案第48号までの3件について、9月21日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本議案につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（清神 清議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第41号から46号までの議案6件と、議案第48号から議案第52号までの議案5件について、9月19日に審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

議案11件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（清神 清議員） これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。討論は、議案第40号から議案第52号までの討論であります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

最初に、議案第40号平成29年度田布施町歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。議案第40号に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第41号平成30年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成30年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定に

ついでから、議案第45号平成30年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定についてまで、4件を一括して採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第42号から議案第45号までの4件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号田布施町附属機関に関する条例の整備に関する条例の制定を採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号田布施町駐車場条例の一部を改正する条例の制定を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号田布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第51号田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

最後に、議案第52号工事請負契約の締結についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第53号

○議長（清神 清議員） 日程第15、議案第53号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。議案の朗読は省略をいたします。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、本日提案しました追加議案の一つ、議案第53号について説明申し上げます。

田布施町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本案は、現在、委員である加藤一生氏の任期が、本年9月末をもって満了することに伴い、引き続き加藤氏を選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

加藤氏は、公認会計士で人格及び識見にすぐれ、委員として適任と考え、提案するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（清神 清議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。國本議員。

○議員（5番 國本 悦郎議員） 任期について、期限というか何期まで限るとか、そういったものはないんでしょうか。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 地方税法では、そういったものは決めておりません。固定資産評価審査委員会でございますので、附属機関ということで位置づけてもおりませんので、そういったことは該当しないというふうに考えております。

○議長（清神 清議員） よろしいでしょうか。ほかに。瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） ちょっと教えてほしいんですけど、加藤税理士事務所、会計事務所というんですかね、私は税理士だと思うんですけど、今、町長の説明では公認会

計士さんなんですか。ちょっとお聞きしちよきたい。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） はい。そうでございます。

○議長（清神 清議員） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） では、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16. 議案第54号

○議長（清神 清議員） 日程第16、議案第54号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案の朗読は省略いたします。

提案の理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、議案第54号は、人権擁護委員の推薦に関するものであります。

現在、本町では4名の方が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員として活動しておられます。本案は、この4名のうち岩本宏司氏の任期が、平成30年12月31日をもって満了するため、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、昭和48年4月1日から光地区消防組合に勤務され、平成27年3月31日、光地区消防組合東消防署長として退職されました。在職中から補導委員や小学校評議員として活動されるなど、地域の子供たちを見守り続けてこられ、長く田布施町民の安心・安全に力を注いでおられます。

同氏には、田布施町選挙管理委員会委員としても行政に尽力していただいております。人権擁護委員としてふさわしく、適任と考え、推薦するものであります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（清神 清議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17. 議案第55号

○議長（清神 清議員） 日程第17、議案第55号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、議案第55号は、教育委員会委員の任命についてであります。

本案は、谷一夫氏の任期が、本年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

同氏は、38年間にわたり、小学校教諭、指導主事、また山口大学教育学部附属光小学校の教員等を歴任され、平成21年3月に田布施町立麻郷小学校校長として定年退職されました。

同氏は、教育に精通されておられ、田布施図書館長としても活躍されておられました。

これまで、教育委員会委員としましての重責を果たしておられ、委員として適任と考え提案するものであります。よろしく御審議を賜り同意いただきますようお願いいたします。

○議長（清神 清議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号から議案第55号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号から議案第55号までは、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから議案第53号固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第53号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第53号は同意することに決定をいたしました。

これから議案第54号人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第54号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第54号は同意することに決定をいたしました。

これから議案第55号教育委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最後ですが、議案第55号教育委員会委員の任命についてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立全員です。したがって、議案第55号は同意することに決定をいたしました。

日程第18. 閉会中の継続調査（特定事件）について

○議長（清神 清議員） 次に、日程第18、閉会中の継続調査（特定事件）についてを議題といたします。

経済厚生委員長及び総務文教委員長並びに議会広報委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申請書のとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第19. 議員派遣について

○議長（清神 清議員） 日程第19、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定により、お手元に配付しました議員派遣についてのとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日、日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は議長に委任されました。

それでは、実はここで長信町長より、本定例会が終了の、最後となりますので、ここで御挨拶というふうに申し出がありましたので、長信町長、よろしく願いいたします。

○町長（長信 正治君） じゃあ失礼します。一応本会議のほうもこれで終了したということで、私が議員としてあった、町長としてこの議会場を使わせていただいたのが平成3年から今日ま

で約28年間、本議会にかかわり、また執行部にかかわりやってまいりました。議員の皆さんの御協力を多分いただきまして、こうして無事務めることができたこと、先般も自分の体調に支障を来したということで、町長を次期はしないというお話を申し上げました。

その後、日にちがすぐ参りますので、いろいろ考えてみましたところ、やっぱりまちづくりに必要なのは、執行部と議会が一丸となってやっていくこと、これをなくして町の、すばらしいまちづくりはできないんだなというのを痛感もいたしました。

この後、私の後を引き継いでくれる件につきましても、皆さんに御報告を申し上げたと思いますが、やはり同じ行政によってやっていただいている副町長に後を託すという気持ちであります。まだ、結果は出たわけじゃありません。これから選挙等もあつての結果になろうと思いますが、ひとつ議員の皆さんの絶大な協力なくしてはまちづくりあるいは地域づくり、そして、同時に町民の皆さんが安心して過ごせるまちづくりを築くことができないというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後ということで、別に何も考えてきておらないんです。以前こちらで、6月議会に申し上げたとおりの状況で次期出ないということを申し上げたんで、これ以上は申し上げることはありませんが、ただ一点だけ、私がこれまでやってきた中で、平成3年から議員をやり、18年に町長になりました。そして、約12年間こうして務めたんですが、その間、国の動向をいろいろ考えたときに、総理、先般選挙等がありましてなりましたが、全部で6名の総理が毎年毎年入れかわり立ちかわり総理をなされたというような中で、地方自治を堅持していく難しさというの痛感いたしました。

また、議員の皆さん、これから議会として随分執行部を助け、またまちづくりに協力いただくんですが、町だけの問題ではありません。県会あるいは国会、その辺を踏まえてまちづくりच्छゅうのはやっていかなきゃいけない。私は町議会議員じゃからそれだけでいいんだというような安易な気持ちで、当初はそういうつもりで町にかかわった記憶が今も思い出されます。議会じゃから、田布施のためにやるんじゃからそれが一番という気持ちでやってきたんですが、それ以降は、やはりだんだん勉強することによって、田布施町だけのために物事が進むわけじゃないと。やはり県のことも含め、国のことも含めて、まちづくりच्छゅうのはやっていかなきゃいけないんだなということ、勉強もしっかりさせられましたし、自分なりに勉強もしたつもりであります。

これから議員の皆さんが、なお一層まちづくりのために協力をいただくこと。そして多くの難題を抱えている、今、町でありますので、ひとつその辺もしっかり執行部と協力されながら、すばらしい田布施町づくりに御協力いただきたいということをお願い申し上げるとともに、大変長い間お世話になったことをお礼申し上げまして、一言ということでもありますので、この辺で終わらせてもらいますが、まだまだ11月の14日まで、町長任期あります。一日たりとも手を抜くことなく、しっかりとやっていきたいという気持ちでありますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

大変ありがとうございました。(拍手)

○議長（清神 清議員） ここで、副町長のほうからも御挨拶があるということを聞いておりますので、よろしくをお願いします。

○副町長（東 浩二君） 先日の委員会の協議会で、町長のほうに退職願を出していただきまして、御了解はいただいたというお話はさせていただきましたが、地方自治法に基づきまして退職願を出ささせていただいて、御了解をいただいております。

本議会終了後、一応任期を全うすることはできませんが、今月末をもちまして退職をさせていただきます。長い間お世話になりました。（拍手）

○議長（清神 清議員） ありがとうございます。

○議長（清神 清議員） これで、本日の日程は全て終了をいたしました。

以上で、会議を閉じます。平成30年第4回田布施町議会定例会を閉会いたします。

（ベル）

午前9時29分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 清 神 清

署名議員 谷 村 善 彦

署名議員 瀬 石 公 夫